

平成 30 年度

(2018)

博士課程

Doctoral Program

学 生 便 覧

(教員一覽削除版)

Student Guide

信州大学大学院総合医理工学研究科

Graduate School of Medicine, Science and Technology

生命医工学専攻

Department of Biomedical Engineering

3 年制コース

3-year course



SHINSHU
UNIVERSITY

この学生便覧はあなたが修了するまで適用されます。

紛失することのないようにしてください。

本冊子は、信州大学の eALPS (e-Learning システム) に掲載しています。
<http://acsu.shinshu-u.ac.jp/ActiveCampus/>

目次

1.	信州大学の理念と目標	4
(1)	信州大学の理念	4
(2)	信州大学の目標	4
2.	総合医理工学研究科の教育・研究の目標	4
3.	「学位授与の方針」(ディプロマポリシー)	5
(1)	信州大学大学院	5
(2)	総合医理工学研究科	5
(3)	生命医工学専攻	5
4.	「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラムポリシー)	5
(1)	信州大学大学院	5
(2)	総合医理工学研究科	6
(3)	生命医工学専攻	6
5.	履修プロセス概念図	7
6.	総合医理工学研究科の構成	8
(1)	医学系専攻 Department of Medical Sciences	8
(2)	総合理工学専攻 Department of Science and Technology	8
(3)	生命医工学専攻 Department of Biomedical Engineering	9
7.	専攻・ユニットの窓口	10
(1)	専攻事務窓口	10
(2)	ユニット事務窓口	10
8.	学修について	11
(1)	修了要件	11
(2)	早期修了	11
9.	在学期間	11
(1)	進級	11
(2)	研究指導体制	11
10.	授業の履修について	12
(1)	授業時間・形態	12
(2)	授業日程	12
(3)	授業時間帯	12
(4)	履修方法	12
(5)	履修登録手順	13
11.	成績の認定	15
(1)	他研究科(修士課程)・学部授業の授業科目の履修	15
(2)	他研究科(博士課程)・他の大学院等において履修した単位の取扱い	15
(3)	入学前に修得した単位の取扱い	15
12.	他の大学院等における研究指導について	15
13.	社会人学生について	15
14.	長期履修制度	16
16.	学位論文の審査について	17
(1)	学位論文の審査の手続き・スケジュールについて	17
(2)	学位論文の審査体制と学位授与のプロセスについて	17

17.	授与される学位について	18
(1)	学位の種類	18
(2)	学位に付与する名称	18
(3)	学位論文の公表	18
18.	学修関連のシステム・情報	19
(1)	ポータルサイトACSU（握手）	19
(2)	シラバス	19
(3)	公用掲示板	20
19.	学生生活にあたって	20
20.	身分異動	21
(1)	休学	21
(2)	復学	21
(3)	退学	22
(4)	除籍	22
(5)	再入学	22
(6)	転学	22
(7)	転専攻	23
(8)	留学	23
(9)	その他	23
21.	学生証	23
22.	証明書等の発行	24
23.	学生旅客運賃割引証の発行	25
24.	留学生に係る証明書等について	25
(1)	国費外国人留学生証明書	25
(2)	文部科学省外国人留学生学習奨励費受給証明書	25
25.	学研災・学研賠	25
(1)	学生教育研究災害傷害保険	25
(2)	学研災付帯賠償責任保険	25
(3)	東京海上日動火災保険（株）が窓口となっている保険	25
(4)	大学生協が窓口となっている保険	26
26.	授業料の納付について	26
27.	授業料免除・徴収猶予	26
(1)	経済的理由等による授業料免除	26
(2)	成績優秀学生に対する授業料免除	27
28.	奨学金・その他の経済的支援	27
(1)	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金	27
(2)	日本学生支援機構以外の奨学金	27
(3)	留学生に対する奨学金等の制度について	27
29.	研究支援	28
(1)	日本学術振興会「特別研究員」	28
(2)	日本学術振興会海外特別研究員制度（日本人学生のみ）	28
(3)	日本学術振興会若手研究者海外挑戦プログラム（日本人学生のみ）	28
(4)	その他の研究助成	28
30.	博士人材データベース（JGRAD）	29
31.	一般的な学生生活上の相談について	29

(1) メンタルヘルス相談について.....	29
(2) 教育問題相談窓口について.....	29
学生相談センター.....	29
イコール・パートナーシップ委員会.....	30
32. 就職・キャリア.....	30
33. 図書館.....	30
34. 健康管理.....	31
(1) 健康診断.....	31
(2) 禁煙.....	31
(3) AED（自動体外式除細動器）.....	31
35. 安全管理.....	34
(1) 建物への入棟について.....	34
(2) 駐車場利用について.....	34
(3) 院生研究室・学生ラウンジ等について.....	34
(4) 安全の手引き.....	34
(5) 事件・災害時.....	34
(6) その他.....	35
36. 研究科開設科目一覧.....	36
(1) 必修科目・選択必修科目について.....	36
(2) 大学院共通教育用科目.....	37
(3) 各分野の科目一覧.....	38
(4) 特別プログラム.....	41
37. 生命医工学専攻 教員一覧.....	46
38. 規則・規定.....	47

1. 信州大学の理念と目標

(1) 信州大学の理念

信州大学は、信州の豊かな自然、その歴史と文化、人々の営みを大切にします。
信州大学は、その知的資産と活動を通じて、自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に奉仕します。

信州大学は、世界の多様な文化・思想の交わる場所であり、それらを理解し受け入れ共に生きる若者を育てます。

信州大学は、自立した個性を大切にします。

信州大学で学び、研究する我々は、その成果を人々の幸福に役立て、人々を傷つけるためには使いません。

(2) 信州大学の目標

信州大学は、その存立の理念に基づき、教育・研究・地域貢献・国際交流において次の目標を掲げます。

(教育)

かけがえのない自然を愛し、人類文化・思想の多様性を受容し、豊かなコミュニケーション能力を持つ教養人であり、自ら具体的な課題を見出しその解決に果敢に挑戦する精神と高度の専門知識・能力を備えた個性を育てます。

(研究)

人類の知のフロンティアを切り拓き、自然との共存のもとに人類社会の持続的発展を目指した独創的研究を推進し、その成果を地域と世界に発信し、若い才能を引きつける研究環境を築きます。

(地域貢献)

信州の自然環境の保全、歴史と文化・伝統の継承・発展、人々の教育・福祉の向上と産業発展の具体的な課題に貢献するため、大学を人々に開放し関連各界との緊密な連携・協力を進めます。

(国際交流)

諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、世界に開かれた大学とし、信州の国際交流の大きい推進力となります。

2. 総合医理工学研究科の教育・研究の目標

本研究科は、本学の教育・研究の理念に基づき、信州の豊かな自然環境のもと、地域に根ざし世界に開かれた大学院として、それぞれの専門分野において社会に資する有為な博士人材を育成するための教育・研究を推進する。

本研究科は、医学、理工学から生命医工学にわたる幅広い学問分野を網羅する利点を生かして、専門研究分野における深い知識・卓越した技能に加えて、専門分野以外の課題を見渡すとともに自身の研究課題の社会的意義を再認識する俯瞰力、課題の本質を見抜き解決方法を見出す洞察力、専門分野近傍の課題に対して新たな知見・技術を見出す応用力と健全な倫理観を兼ね備えた博士人材を養成することを教育・研究の目標とする。

3. 「学位授与の方針」(ディプロマポリシー)

(1) 信州大学大学院

信州大学大学院では、俯瞰力と独創力を備え、持続可能な価値社会を創造する質の高い高度専門職業人や、先端的研究を推進する人材を養成するために、以下のように各課程の学位授与方針を定める。

1. 修士課程にあつては、広い視野に立って精深な学識を持ち、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を修得している。
2. 博士課程にあつては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得している。
3. 専門職学位課程にあつては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を修得している。

(2) 総合医理工学研究科

総合医理工学研究科は、本学の理念と研究科の教育目標に則り、以下の知識と能力・技能等を十分培い、かつ、専攻ごとに定められた学位授与方針に適う知識と能力・技能等を有する学生に「博士」の学位を授与する。

1. 専門分野以外の課題を見渡すとともに自身の研究課題の社会的意義を再認識する俯瞰力。
2. 高度専門職業人・研究者として、科学・技術を発展させるための健全な倫理観。

(3) 生命医工学専攻

生命医工学専攻では、研究科及び専攻の教育目標に則り、以下の知識と能力等を充分培い、かつ、分野ごとに定められた学位授与方針に適う知識と能力等を有する学生に「博士」の学位を授与する。

1. 医学と理工学の融合領域の専門分野における深い知識・卓越した技能。
2. 医学と理工学の融合領域における課題の本質を見抜き解決方法を見出す洞察力。
3. 医学系や理工学系の専門分野近傍の課題に対して新たな知見・技術を生み出す応用力。

4. 「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラムポリシー)

(1) 信州大学大学院

大学院課程における教育課程編成の方針

1. 信州大学大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成します。
2. 信州大学大学院は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮します。

大学院課程における教育課程実施の方針

1. 信州大学大学院は、専門性の一層の向上を図り幅広い学識を涵養するため、コースワークを充実させ、コースワークから研究指導へ有機的につながる体系的な教育を行います。また、各研究科の「学位授与の方針」に定めた、修了時までには修得すべき知識・能力等がカリキュ

ラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスで「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応を示し、それら諸能力等を修得するプロセスを履修プロセス概念図で示します。

2. 信州大学大学院は、学生個人個人の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、授業時間外の多様な学修研究機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させます。
3. 信州大学大学院は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点します。
4. 信州大学大学院は、修士課程及び博士課程の学位論文審査体制を充実させ、厳格な審査を行います。

(2) 総合医理工学研究科

総合医理工学研究科は、本学の理念と研究科の教育目標に則り、医学系、理工学系及び生命医工学分野の高度専門職業人、研究者に必要とされる専門分野における深い知識・卓越した技能、専門分野以外の課題を見渡すとともに自身の研究課題の社会的意義を再認識する俯瞰力、課題の本質を見抜き解決方法を見出す洞察力、専門分野近傍の課題に対して新たな知見・技術を見出す応用力を身につけることを目標として、学位論文の作成を中心に、以下のような教育課程編成の方針により、講義、演習、実験並びに実習等からなる専門性の高いカリキュラムを実施する。

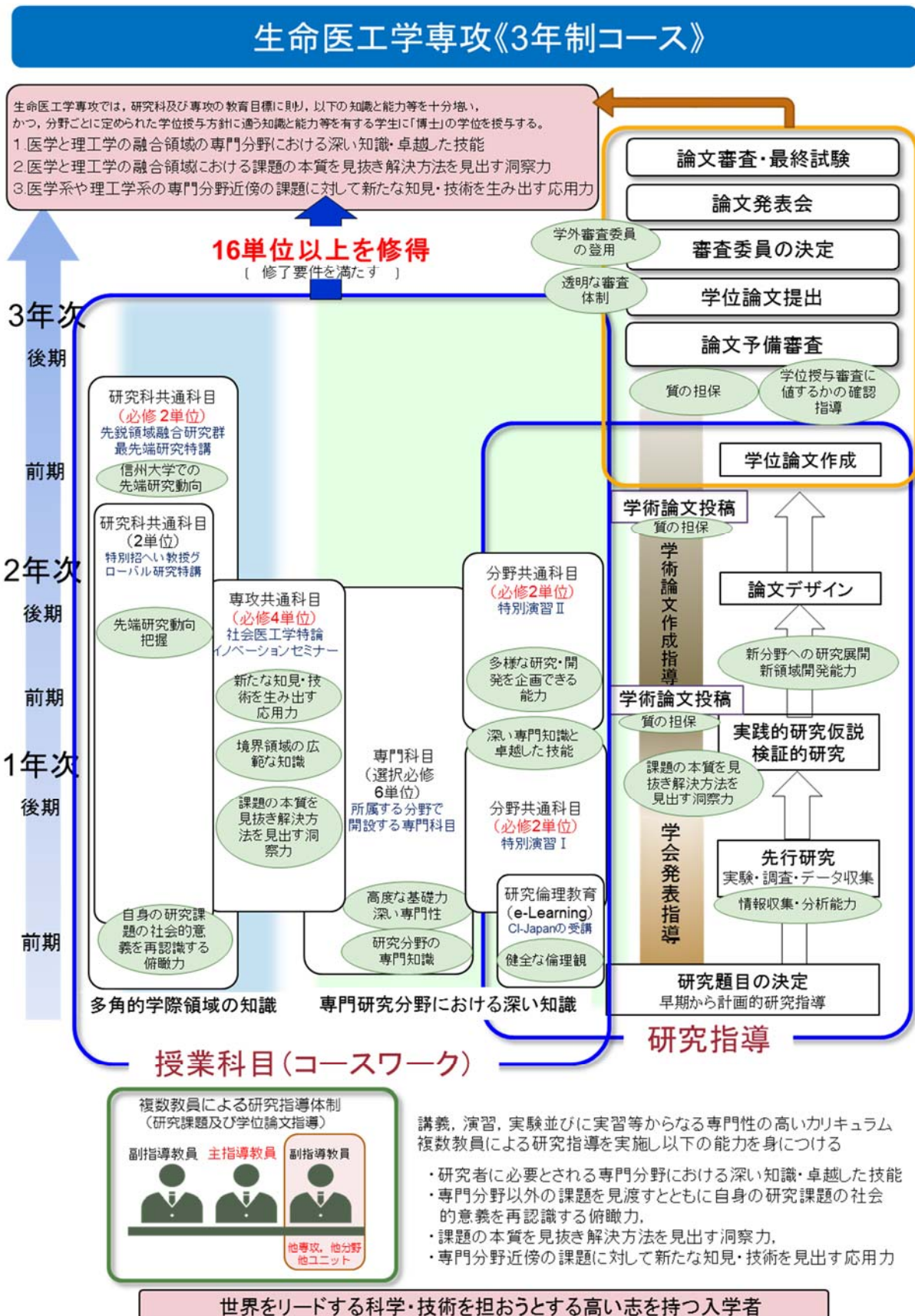
1. 本研究科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。
2. 教育課程の編成に当たり専攻分野に関する深い専門的知識と卓越した技能を修得させるための体系的な教育課程を編成する。
3. 専門分野以外の課題を見渡すとともに自身の研究課題の社会的意義を再認識する俯瞰力を修得させるための研究科共通科目、専門性を高めながら、課題の本質を見抜き解決方法を見出す洞察力、専門分野近傍の課題に対して新たな知見・技術を見出す応用力を修得させるための専攻共通科目等を開講する。

(3) 生命医工学専攻

生命医工学専攻は、研究科及び専攻の教育目標に則り、医学系と理工学系融合である生命医工学分野における高度専門職業人、研究者に必要とされる専門分野における深い知識・卓越した技能、洞察力、応用力を身につけることを目標として、学位論文の作成を中心に、以下のような教育課程編成の方針により、講義、演習、実験並びに実習等からなる専門性の高いカリキュラムを実施する。

1. 本専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。
2. 教育課程の編成に当たり専攻分野に関する深い専門的知識と卓越した技能を修得させるため、理工学系「3年制コース」と医学系「4年制コース」においてそれぞれの専門科目を開講する。
3. 生命医工学の特徴である境界領域の広範囲な知識の修得と洞察力、応用力を修得させるための専攻共通科目を開講する。

5. 履修プロセス概念図



6. 総合医理工学研究科の構成

総合医理工学研究科は以下の専攻・分野・ユニット・コースで構成されています。

(1) 医学系専攻 Department of Medical Sciences

分野 Division	ユニット Unit	修業年限 取得できる学位
医学分野 Medical Science Division		4年 博士(医学)
保健学分野 Health Science Division	母子保健学ユニット Child and Women's Health Science Unit	3年 博士(保健学)
	成人保健学ユニット Adult Health Science Unit	
	老年保健学ユニット Geriatric Health Science Unit	
	医療生命科学ユニット Health and Medical Science Unit	

(2) 総合理工学専攻 Department of Science and Technology

分野 Division	ユニット Unit	修業年限 取得できる学位
ファイバー工学分野 Textile Technology Division	バイオフィ이버工学ユニット Biofiber Technology Unit	3年 博士(工学) 博士(農学) 博士(学術)
	フロンティアファイバー工学ユニット Frontier Fiber Technology Unit	
	スマート材料工学ユニット Smart Materials Science and Technology Unit	
	感性・ファッション工学ユニット Kansei and Fashion Engineering Unit	
エネルギー・システム工学分野 Energy and Systems Engineering Division	エネルギー材料・デバイス工学ユニット Energy Materials and Devices Engineering Unit	3年 博士(工学) 博士(学術)
	情報通信システム工学ユニット Information and Communication Systems Engineering Unit	
	機械システム工学ユニット Mechanical Systems Engineering Unit	
物質創成科学分野 Materials Science and Engineering Division	分子機能材料工学ユニット Functional Molecules and Materials Unit	3年 博士(理学) 博士(工学) 博士(学術)
	物質解析科学ユニット Matter and Spacetime Sciences Unit	
	極限材料工学ユニット High Performance Materials Unit	
	分子基盤科学ユニット Fundamental Molecular Science Unit	
山岳環境科学分野 Mountain and Environmental Science Division	生物・大気・水環境科学ユニット Mountain Environmental Sciences Unit	3年 博士(理学) 博士(農学) 博士(学術)
	地殻環境科学ユニット Crustal Environment Science Unit	
	環境共生学ユニット Environmental Symbiosis Sciences Unit	

生物・生命科学分野 Biological and Agricultural Sciences Division	先端生命科学ユニット Integrated Bioscience Unit	3年 博士(理学) 博士(農学) 博士(学術)
	食品生命科学ユニット Food Science and Biotechnology Unit	
	生物資源科学ユニット Bioresource Science Unit	
数理・社会システム科学分野 Mathematical and Social Systems Science Division	建築環境システム工学ユニット Architectural and Environmental Engineering Unit	3年 博士(理学) 博士(工学) 博士(学術)
	水環境・土木システム工学ユニット Water Environment and Civil Engineering Unit	
	数理情報システム科学ユニット Mathematical Sciences Unit	

(3) 生命医工学専攻 Department of Biomedical Engineering

分野 Division	コース Course	修業年限 取得できる学位
生命工学分野 Biotechnology Division	4年制コース 4-year course	4年 博士(医学)
	3年制コース 3-year course	3年 博士(医工学)
生体医工学分野 Biomedical Engineering Division	4年制コース 4-year course	4年 博士(医学)
	3年制コース 3-year course	3年 博士(医工学)

なお、総合理工学専攻及び生命医工学専攻の3年制コースでは、専攻横断の博士課程学位プログラム（リーディングプログラム）があります。

7. 専攻・ユニットの窓口

(1) 専攻事務窓口

専攻等	担当事務
研究科全体にかかわること 生命医工学専攻全体にかかわること 3年制コースにかかわること	学務部学務課大学院室 〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1 Tel : 0263-37-2863 Fax : 0263-36-3044
4年制コースにかかわること	医学部大学院係 〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1 Tel : 0263-37-3376 Fax : 0263-37-3080

(2) ユニット事務窓口

- ① 松本キャンパス理学部学務グループ
〒390-8621
長野県松本市旭 3-1-1
Tel : 0263-37-2439
Fax : 0263-37-2441
- ② 長野（工学）キャンパス工学部学務グループ（大学院担当）
〒380-8553
長野県長野市若里 4-17-1
Tel : 026-269-5050
Fax : 026-269-5061
- ③ 伊那キャンパス農学部学務グループ（教務）
〒399-4598
長野県上伊那郡南箕輪村 8304
Tel : 0265-77-1308
Fax : 0265-77-1313
- ④ 上田キャンパス繊維学部学務グループ（大学院担当）
〒386-8567
長野県上田市常田 3-15-1
Tel : 0268-21-5304
Fax : 0268-21-5318

8. 学修について

(1) 修了要件

博士課程に3年以上在学し、16単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士課程の目的に応じ、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、研究科が優れた業績を挙げたと認める者については、博士課程に1年以上在学すれば足りるものとします。

(2) 早期修了

ここで「優れた研究業績」とは、以下の条件全てを満たしている必要があります。

- ア. 所属分野、コースの学位審査基準を満たしていること。
- イ. 博士課程在学期間中に研究指導を受け、少なくとも1編の学位論文に関連した筆頭著者（主著者）論文が掲載（掲載予定も含む）されていること
- ウ. 博士学位論文に関連した論文も含めた全ての研究業績や実績から、博士課程の修了要件を満たしていると所属コース会議において認められた者

9. 在学期間

標準修業年限は3年。在学期間は6年（修業年限の2倍）を超えることができません。

在学期間中にやむを得ない理由があり、引き続き3ヶ月以上修学できない場合、所定の手続きをすれば休学が認められます。休学できる期間は最長3年までです。休学期間は在学期間に参入しません。

(1) 進 級

各学年12ヶ月在籍すると次の学年へ進級します。1年次から2年次へ、2年次から3年次への進級判定はありません。修業年限を超えた者のみが留年扱いとなります。

(2) 研究指導体制

研究指導は、主指導教員と2名以上の副指導教員の合計3名以上の教員により構成される複数指導体制により実施します。主指導教員とは異なる視点からの指導により、課題の本質を見抜き解決方法を見出す洞察力、専門分野近傍の課題に対して新たな知見・技術を見出す応用力を修得するため、副指導教員の少なくとも1名は専攻内の他分野、又は他ユニットもしくは他コース所属の教員が担当します。副指導教員は学生と相談の上、主指導教員が決定します。

学位論文作成にあたっては、指導教員と十分に相談の上、研究課題名を決定するとともに、研究内容、研究方法、並びに研究計画を策定し、複数指導体制のもと、研究計画に従って研究を遂行してください。学位論文審査委員（主査・副査）については、論文提出後に別途決定します。

10. 授業の履修について

(1) 授業時間・形態

授業は、「講義科目」「演習科目」「実験・実習科目」の3つに区分されます。

「講義科目」については通年又は半期のいずれか 30 時間をもって1単位とします。

「演習科目」, 「実験・実習科目」については通年又は半期のいずれか 60 時間をもって1単位とします。

(2) 授業日程

曜日・時限の指定のある授業は、各年度の学年暦に沿って授業を実施します。授業開始日・振替日など確認してください。

集中・不定期の授業科目については、教員が開講日程を決定します。不明な場合は、担当教員にメール等で確認してください。

(3) 授業時間帯

授業時間帯は以下のとおりである。

時限	1	2	3	4	5	6
時間	9:00～ 10:30	10:40～ 12:10	13:00～ 14:30	14:40～ 16:10	16:20～ 17:50	18:00～ 19:30

授業は、行事等のため他の曜日と振替えて行う場合や、休講となる場合があります。キャンパス情報システム等で授業日程・休講情報を常に確認してください。

上記時間帯以外に、集中開講授業・不定期開講授業があります。「授業科目一覧」にて確認してください。

社会人学生においては、学生の希望にあわせ、教員の都合のつく範囲内で、可能な限り柔軟に対応します。

■台風等による休講

台風・大雪等により、授業及び試験の実施が困難又は困難が予測される場合は、休講になる場合があります。キャンパス情報システムのお知らせの掲示やホームページ等で周知しますので、各自確認してください。

■授業の欠席

本学には、いわゆる授業の公欠制度はありません。急病や近親者の葬儀等でやむを得ず授業を休まなければならない場合は、授業担当教員に直接説明してください。

(4) 履修方法

履修方法は次の表のとおりです。授業科目及び単位数は、「信州大学大学院総合医理工学研究科規程」に定めるとおりです。

科目区分	授業科目名	履修区分	単位
研究科共通科目	先鋭領域融合研究群最先端研究特講	必修	2単位
専攻共通科目	社会医工学特論（2単位） イノベーションセミナー（2単位）	必修	4単位
分野共通科目	特別演習Ⅰ（2単位） 特別演習Ⅱ（2単位）	必修	4単位
専門科目	所属する分野で開設専門科目	選択必修	6単位
取得単位数の合計が16単位以上とする。			

なお、単位の取得のほかに、全学生に対して、CITI-Japanの履修、博士論文の審査及び最終試験に合格することを課程修了の必須要件とします。

研究倫理教育について（CITI-Japanの履修）

総合医理工学研究科では、研究者・技術者としてのあるべき倫理的行為、してはならない不正行為について等について、世界水準で理解を深め健全な倫理観を身に付けてもらうため、e-Learningプログラム「CITI-Japan」の受講を義務付けています。

以下のコースを、本格的な研究活動に入る前まで（入学して早い時期）に受講してください。

「JST 事業受講者コース(2)（理工系 7 単元）」

※「責任ある研究行為：基盤編（理工系）（RCR-S）」の必修単元

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1.研究不正 | 5.理工学分野における共同研究 |
| 2.工学研究におけるデータの管理上の倫理問題 | 6.研究者の社会的責任と告発 |
| 3.責任あるオーサーシップ | 7.公的研究費の取り扱い |
| 4.理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー | |

なお、学位論文予備審査の申請には、受講を修了していることが条件となります。

(5) 履修登録手順

学生は、学期の始めに1年間履修しようとする授業科目を選択し、指定された期日までに履修登録を行います。履修登録には、「履修計画書」の提出と、「キャンパス情報システム」による登録の2つの手続きが必要となります。未登録のまま授業を聴講しても単位は与えられません。

ア. 「履修計画書」の提出と「キャンパス情報システム」による登録
《1年次》

- 「履修計画書」の提出にあたっては、必ず主指導教員に『副指導教員』及び『履修科目』について相談をし、指導助言を受けてください。

- 「履修計画書」を作成の上、履修登録締切日までに所属するキャンパスの担当係へ書類を提出してください。（1年分の「履修計画書」）

【注意点】

- ・ 主指導教員からは直接サイン又は押印をもらう。
- ・ 副指導教員から1年次又は変更時のみ直接サイン又は押印をもらう。
- ・ 授業担当教員へは、メール等にて履修の意志表示を行い、開講時期、履修方法（定期か集中か）等の履修相談及び確認をする。
（授業時間割等が決まっていないので、必ず授業担当教員への確認が必要です。）
- ・ 履修する授業科目（担当教員との調整後）の登録を「キャンパス情報システム」にて行う。（別紙：キャンパス情報システムの使い方を参照）
- ・ 特別研究課題の記載は必要ですが、システム入力は不要です。

≪2年次以降≫

- 「履修計画書」の作成にあたっては、必ず主指導教員に指導助言を受けてください。
- 「履修計画書」を作成の上、履修登録締切日までに、登録を完了し、所属するキャンパスの担当係へ書類を提出してください。

【注意点】

- ・ 主指導教員と相談の上押印をもらう。
 - ・ 副指導教員は変更がない場合、メール等で了解を得て、学生本人が記載する。（押印は不要。なお、指導教員に変更があった際は、その都度、所属するキャンパスの担当係へ届け出）
 - ・ 履修する授業科目等については、担当教員へメール等で履修の意志表示を行い、開講時期、履修方法：定期的か集中か等の履修相談及び確認をする。
 - ・ 履修する授業科目（担当教員との調整後）の登録を「キャンパス情報システム」にて行う。（別紙：キャンパス情報システムの使い方を参照）
- 「履修計画書」の様式は、eALPSからダウンロードすることができます。
eALPSについては、「18(1)ポータルサイトACSU（握手）」を参照してください。
 - 各分野・ユニットで開設する授業科目名及び授業科目の概要は、「授業科目一覧」（41ページ～）を参照してください。
- イ. 履修登録により、履修が認められた授業科目について、授業科目毎に定められる一定の成績を修めた学生に対して、所定の単位が与えられます。
- ウ. 不合格となった授業科目については再履修が可能ですが、一度合格した授業科目の再履修は認められません。
- エ. 履修登録に関して不明な点があるときは、所属するキャンパスの担当係に相談して指示を受けてください。

※ 履修登録コードが異なっても同じ授業科目は履修できません。

11. 成績の認定

授業科目の試験は、学期末又は学年末に筆記試験、口頭試問、研究報告書等によって行い、その合否は、当該科目担当教員が決定します。

各授業科目の試験又は研究報告等の成績は、秀、優、良、可及び不可をもって表わし、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とします。

試験に合格した者には、所定の単位を与えます。

(1) 他研究科（修士課程）・学部授業の授業科目の履修

（総合理工学研究科規程第 9 条第 4 項参照）

指導教員が特に必要と認めるときは、修士課程・学士課程等の講義科目を履修することができます。ただし、修了に必要な単位に算入できません。

(2) 他研究科（博士課程）・他の大学院等において履修した単位の取扱い

（総合医理工学研究科規程第 10 条、11 条参照）

教育上有益と認められ許可されたときに限り、他の大学院又は信州大学大学院の他の研究科において修得した単位は 6 単位を超えない範囲で、大学院における課程の修了に必要な単位に算入することができます〔別途手続きが必要〕。手続きについては所属するキャンパスの担当係に相談してください。

(3) 入学前に修得した単位の取扱い

（総合医理工学研究科規程第 13 条参照）

本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が入学前に修得した単位について、修了に必要な単位として算入することができます。〔別途手続きが必要〕。手続きについては所属するキャンパスの担当係に相談してください。

12. 他の大学院等における研究指導について

（総合医理工学研究科規程第 12 条参照）

教育上有益と認められた場合には、他の大学院や研究所等又は外国の大学院や研究所等で、特定の課題について研究指導を受けることができます。〔別途手続きが必要〕。手続きについては所属するキャンパスの担当係に相談してください。

13. 社会人学生について

〔大学院設置基準に定める教育方法の特例による教育〕

近年、大学院における社会人研究者、教員及び技術者等の再教育への要望が高まっていますが、通常の教育方法のみで大学院教育を実施した場合、社会人は最低 3 年間その勤務を離れて就学することが必要であるため、大学院教育を受ける機会が制約されがちです。

このため、大学院設置基準に「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」旨規定されて、社会人の就学に配慮がなされています。

これらを踏まえ、本研究科では、大学院での履修を希望する社会人研究者、教員及び技術者等に対し、大学院設置基準に定める教育方法の特例による教育を実施します。

ア. 開設時間

指導教員の承認を得て、授業及び研究指導の一部を夜間及び特定の時期に受講することができます。その時間帯は、原則として、平日は夜間の17時50分から19時20分までの間、土曜日は9時から16時10分までの間を予定しています。

イ. 履修計画

入学年度の当初に、指導教員の指導のもとに3年間を見通した履修計画をたてることを原則とするものとします。

14. 長期履修制度

(総合医理工学研究科規程第14条参照)

職業を有している社会人学生を対象に、計画的な長期履修による修学の便宜を図るため、申請に基づき大学が審査し、最長6年間の修業年限で在学し計画的に課程を修了することにより学位の取得を認める制度です。入学後に長期履修制度を申請する場合は、1年次終了の2か月前までに研究科長宛に申請する必要があります。長期履修が認められた以降の授業料年額は、標準修業年数(3年間)の総額を基本とし、これを申請された総在学期間(最長6年間)で除して得た額となりますが、1年目に支払われた授業料が差し引かれるものではありませんのでご注意ください。希望者は、事前に希望指導教員に照会してください。

16. 学位論文の審査について

学位論文の審査は年2回学期毎に行われます。学位論文の審査は、専攻が定める出願期間内に出願手続を行う必要があります。出願書類の様式は、eALPSに掲載しています。

学位論文の審査には、予備審査と学位論文審査（本審査）があります。本審査を受けるには、予備審査に合格することが条件となります。

(1) 学位論文の審査の手続き・スケジュールについて

学位論文の審査に係る手続きの大まかなフローは以下のとおりです。日程の詳細は申請希望者にお知らせします。（丸数字は学生が行うものです。）

所属分野、コースの学位審査基準については、「②学位論文等本審査書類の提出」までに満たしている必要があります。

手続き等	3月修了	9月修了
博士学位授与に係る学位論文審査希望調査	10月初旬	4月中旬
①予備審査願等の書類提出	11月初旬	5月初旬
予備審査委員会における審査	11月初旬～ 11月下旬	5月初旬～ 6月初旬
コース会議による審議・承認	11月下旬	6月初旬
②学位論文等本審査書類の提出	1月上旬	7月上旬
学位論文審査委員会における審査	1月中旬～ 2月初旬	7月中旬～ 8月初旬
③学位論文発表会・最終試験	1月下旬～ 2月初旬	7月下旬～ 8月初旬
学位論文審査委員会における審査結果報告	2月初旬	8月初旬
専攻会議による審議・承認	2月中旬	8月下旬
生命医工学委員会による審議・承認	2月下旬	8月下旬
総合医理工学研究科委員会による審議・承認	〃	〃
学位授与の決定	3月上旬	9月上旬
④論文要旨・審査結果要旨提出	3月中旬	9月中旬
⑤学位授与式	3月下旬	9月下旬
博士学位論文機関リポジトリ登録	〃	〃
インターネットによる公表	学位授与から1年以内	

(2) 学位論文の審査体制と学位授与のプロセスについて

予備審査は、主指導教員と2名以上の主指導教員以外の教員の合計3名以上による予備審査委員会を設置し、審査を行います。本審査は、審査委員長（主査）と3名以上の審査委員（副査）の合計4名以上による学位審査委員会を研究科内に設置します。学位審査委員会においては、本学以外の大学等教育研究機関の外部審査委員を審査委員（副査）として少なくとも1名加えることにより、厳格な学位審査を行います。

所定の期間在学し、所定の単位を修得し、本専攻の人材養成目的に適う、研究科及び所属する専攻・分野毎の学位授与方針に定めた知識・能力・技能等を身に付けたうえで、学位審査委員会による学位論文の審査及び最終試験に合格することが課程修了の必須条件となっています。この条件を満たした学生に対して、最終的に研究科委員会が学位授与を決定します。

17. 授与される学位について

(1) 学位の種類

(信州大学学位規程第2条第2項参照)

課程博士（甲）

本総合医理工学研究科の博士課程に入学して、複数の指導教員の指導の下で研究を行い、在籍期間中に博士論文を提出した者に授与される学位です。

論文博士（乙）

本学に学位論文を提出し、博士論文審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了したものと同等以上の学力があると認定された者に授与される学位です。

修了に必要な単位を修得して退学（単位修得退学）した後に学位論文を提出し、学位を授与された場合が該当します。

(2) 学位に付記する専攻分野の名称

学位審査にあたり学生の履修・研究内容や学位論文の内容を審査した上で、学位の分野を決定します。なお、学生の履修や研究にあたっては、指導教員と学生が十分に相談の上、履修科目、研究課題名、研究内容、研究方法、並びに研究計画を策定してください。

生命医工学専攻3年制コースで博士の学位に付記する専攻分野の名称は、『博士（医工学）』です。

(3) 学位論文の公表

公表された論文は、信州大学機関リポジトリに掲載されています。

学術情報オンラインシステム SOAR（機関リポジトリ）

<https://soar-ir.repo.nii.ac.jp/?lang=japanese>

18.学修関連のシステム・情報

(1) ポータルサイトACSU（握手）

ACSU（握手）は、信州大学の学生・教職員が利用するポータルサイトで、各種学内システムにSSO(シングルサインオン)することができます。また、大学の情報システムやネットワークに関するお知らせが掲載されるサイトです。

ACSUからネットワークに接続し、メール・キャンパス情報システム・e-ALPSなどを確認ください。

ポータルサイトACSU（握手）

<http://acsu.shinshu-u.ac.jp/ActiveCampus/>

Gmail（大学のメールシステム）

信州大学メール（@shinshu-u.ac.jp）はポータルサイトACSUからログインして利用することができます。メールアドレス、ログインアカウント・パスワードは入学時に配布しています。パスワードを忘れた場合は、本人確認のため学生証を持参の上で、所属するキャンパスの学務担当窓口で「ログインパスワードの初期化」を依頼してください。初期パスワードは、入学時に配布された「信州大学 学生氏名等確認/アカウント通知書」に記載されています。

キャンパス情報システム

キャンパス情報システムでは、履修登録、授業に関する情報や成績の閲覧、大学からの連絡、信州大学に求人があったアルバイト情報の確認ができます。このシステムにより、時間と場所に限定されず、様々な情報の入手が可能です。ただし、すべての情報が掲載されているわけではありませんので、所属するキャンパスの公用掲示板も合わせて必ず確認してください。

※携帯電話からも利用できます。（一部ページ除く）

eALPS（e-Learning システム）

eALPSでは、授業に関する情報の閲覧、授業で課されたレポートの提出ができます。特に、「36.研究科開設科目一覧」にある研究科共通科目や専攻共通科目の一部の授業科目の中には、このeALPSにより、授業の開講日、教室、担当教員に関する情報、レポート提出に関する情報などが掲載されますので、確認するようにしてください。

ポータルサイトACSU（握手）にログイン後、メニュー「eALPS」からアクセスしてください。

(2) シラバス

授業科目の概要・授業計画・履修上の注意・教員への質問の方法等が記載されています。履修する授業はシラバスをよく読んでください。

信州大学シラバス検索システム

<https://campus-2.shinshu-u.ac.jp/syllabus/syllabus.dll/top>

(3) 公用掲示板

各キャンパスに掲示板が設置されており、大学からの通知を掲示しています。
毎日、登校・下校の2回は見て確認する習慣をつけてください。

19. 学生生活にあたって

次のような場合には、各種届書を担当係に提出してください。期日までに提出がないと手続きが間に合わず、不利益がある場合があります。所属するキャンパスの担当係に早めに相談してください。

- 休学をするとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・「休学願」
- 許可された休学期間の満了により復学するとき・・「復学願」
- 休学を延長するとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・「休学期間延長願」
- 外国の大学院に留学するとき・・・・・・・・・・「留学願」
- 転専攻したいとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・「転専攻願」
- 退学するとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・「退学願」
- 長期履修を希望するとき・・・・・・・・・・「長期にわたる教育課程の履修申請書」
- 休学に伴う長期履修期間を変更するとき
・・・・・・・・・・「休学に伴う長期にわたる教育課程の履修計画変更申請書」
- 他大学で授業科目を履修するとき・・・・・・・・・・「特別聴講派遣学生願」
- // が終了したとき・・・・・・「特別聴講派遣学生履修報告書」
- 他大学において研究指導を受けるとき・・・・・・・・「特別研究派遣学生願」
- // が終了したとき・・・・・・「特別研究派遣学生研究指導報告書」
- 本人の現住所変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・「住所等変更届」
- 緊急連絡先の変更があったとき・・・・・・・・・・「緊急連絡先変更届」
- 学生証を紛失したとき等・・・・・・・・・・・・・・・・「学生証再発行願」
- 改姓（改名）するとき・・・・・・・・・・・・・・・・「改姓（名）届」
- 授業料振替口座の変更・・・・・・・・・・・・・・・・「預金口座振替依頼書」
- 海外へ渡航するとき・・・・・・・・・・・・・・・・「海外渡航届」
- 在籍中に就職、退職及び転職するとき・・・・・・「就職等届」
- 指導教員を変更するとき・・・・・・・・・・・・・・・・「指導教員変更願」

20. 身分異動

休学、復学、休学延長及び退学のように学籍に関わる身分の異動を希望する者は、原則1ヶ月前までに所属するキャンパスの担当係へ申請してください。

申請する前に、指導教員及び保証人（親等）と十分に相談し、承諾を得てください。申請期限に間に合わない等、その他不明な点は、早めに担当係へ相談してください。

(1) 休学

（大学院学則 48 条）

在学中に病気その他の理由で引き続き3か月以上修学することができない場合は、所定の「休学願」に必要な事項を記入し、指導教員の署名のうえ、所属するキャンパスの担当係に提出してください（病気を理由とする場合は医師の診断書が必要です）。学長の承認を得た上で、休学が許可されます。

なお、下記以外の理由では休学は許可されないの注意してください。

理由	必要事項
病気のため	願に加療期間が明記された医師の診断書を添付
経済的理由のため	願の申し立て欄に詳細な事由を記載
留学のため [大学との交流協定によるものは除く]	留学先の入学許可書等を添付
公共的な事業に参加するため [国又は地方公共団体等の求めによる場合]	願の申し立て欄に詳細な事由を記載
上記の事項と同等以上の事情のため (例：業務多忙のため(社会人学生) etc)	願の申し立て欄に詳細な事由を記載

注意事項

1. 1回の申請により休学できる期間は、1年以内です。
2. 休学は通算して36カ月（3年）を超えることはできません。
3. 休学期間は在学年数に算入しません。
4. 授業料の徴収時期（前期は4月、後期は10月）または徴収時期より前に、当該学期中の休学が許可された場合は、当該休学許可期間の授業料は免除されます（授業料の徴収時期後に休学を申請し許可された場合は、当該休学許可期間の授業料は返還されませんのでご注意ください）。
5. 休学しようとするときは、授業料の納入、休学・復学の時期に関連する授業科目の履修や在学期間の観点から問題が生じないように、事前に所属するキャンパスの担当係に相談してください。
6. 日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている者は、「休学願」と併せ、「異動願（届）」の提出が必要です。
7. 長期履修の許可を受けている者は、「休学願」と併せ、「休学に伴う長期にわたる教育課程の履修計画変更申請書」の提出が必要です。

(2) 復学

（大学院学則 50 条）

休学を許可された学生は、休学期間が満了となる際に、所定の「復学届」に必要な事項を記入し、所属するキャンパスの担当係に提出してください。

休学中に、その事由が消滅した場合は休学許可された期間を繰り上げて、復学することができます。所定の「復学願」に必要事項を記入し、指導教員の署名のうえ、所属する専攻長に提出してください。学長の承認を得た上で復学することができます。日本学生支援機構奨学金が休止中の者は、「異動願(届)」の提出が必要です。

(3) 退 学

(大学院学則 53 条)

退学する場合は、所定の「退学願」に必要事項を記入し、指導教員の署名のうえ、所属するキャンパスの担当係に提出してください。学長の承認を得た上で、退学が許可されます。

注意事項

1. 退学しようとするときは、事前に指導教員・所属するキャンパスの担当係まで相談してください。
2. 退学希望期日に属する学期の授業料を完納しなければ、退学は許可されません。(授業料の徴収時期後に退学を申請し許可された場合は、退学日翌月以降の授業料は返還されませんのでご注意ください)。
3. 日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている者は、「異動願(届)」及び「リレー口座預金口座振替依頼書(写)」の提出が必要です。

(4) 除 籍

(大学院学則 54 条)

以下の事由に該当する者は除籍となります。

1. 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかったとき
2. 疾病その他の理由により成業の見込がないと認められたとき
3. 在学期間を超えて、なお所定の課程を修了できないとき者
4. 休学期間が3年を超え、なお就学できないとき者
5. 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が許可されなかった者又はその一部の免除を許可された者が、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しなかったとき
6. 入学料の徴収猶予を許可された者が、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しなかったとき

(5) 再入学

(大学院学則 24 条)

本研究科を退学した者で、本研究科に再び入学することを志願する者は、選考のうえ、本研究科の相当年次に入学が許可されます。再入学を希望する場合は、事前に担当係に相談してください。

(6) 転 学

(大学院学則 51 条)

他の大学の大学院に転学を希望する学生は、所定の「転学願」に必要事項を記入し、指導教員の署名のうえ、所属する担当係に提出してください。

(7) 転専攻

(大学院学則 26 条第 2 項)

他の専攻に移籍を希望する学生は、事前に指導教員等と十分に相談のうえ、所定の「転専攻願」に必要事項を記入し、指導教員の署名のうえ、担当係に提出してください。

(8) 留 学

(大学院学則 52 条)

外国の大学の大学院に留学し、教育を受ける場合は、所定の「留学願」に指導教員の署名のうえ、所属するキャンパスの担当係に提出してください。学長の承認を受け、留学することができます。

(9) その他

住所変更等の届出

本人又は保証人の住所・電話番号等に変更があった場合は、キャンパス情報システムから変更登録をしてください。変更登録を怠ると、大学からの緊急時の連絡がとれず修学に支障をきたすなど不利益になる場合があります。

海外渡航届け出

海外へ渡航する場合は、渡航前に海外渡航届を提出してください（指導教員の押印が必要）。緊急時の連絡に必要となります。

在籍中に就職、退職及び転職する場合

学生（一般選抜）が在学のまま、各種研究機関、教育機関、企業等の研究者又は技術者として就職、退職及び転職する場合は、所属するキャンパスの担当係に所定様式（就職届）により、願い出てください。

指導教員を変更する場合

指導教員を変更する場合は、変更前・変更後のいずれかの教員から所属するキャンパスの担当係へ、所定様式（指導教員変更願）を提出してください。

上記以外で、身分等に変更があった場合には、所属するキャンパスの担当係に所定様式により、届け出てください。不明な点は所属するキャンパスの担当係に相談ください。

21. 学生証

学生のみなさんには、入学と同時に学生証が配付されます。この学生証は、本学の学生としての身分を証明するものですので、汚損や紛失などがないよう注意し、常に携帯してください。

- 学生証の有効期間は、3年（4年の課程を履修する学生にあっては4年）です。留年・長期履修学生等で有効期限を延長したい場合は指導教員の所属するキャンパスの担当係に願い出てください。
- 修了、退学、除籍等により学生の身分を失ったときは直ちに学生証を返還しなければなりません。

- ・紛失や盗難にあったとき、汚損等により使用不能となったときは、速やかに指導教員の所属するキャンパスの担当係へ願い出てください。
- ・学生証の有効期間を経過したとき、紛失等に係る学生証が見つかったとき、その他新たな学生証の交付を受けているときは、旧の学生証は無効で使用できません。直ちに旧の学生証を返還してください。

22. 証明書等の発行

◎在学生の場合

「在学証明書」, 「成績証明書」, 「修了見込証明書」, 「健康診断証明書」, 「学生旅客運賃割引証(学割証)」

各キャンパスにある証明書発行機により交付されます。学生証を持参し発行機画面の案内に従って手続きをすれば、すぐに発行されます。

◇ 証明書発行機の稼働日・時間

平日 8:30~17:15 (土日祝日は利用できません。)

「通学証明書(和のみ)」, 「国費外国人留学生証明書」, その他の証明書
所属するキャンパスの担当係へ申し出てください。即日発行はできませんので、2週間程度の余裕をもって申請してください。

◎修了生・退学者の場合

「修了証明書」, 「成績証明書」, 「退学証明書」, その他の証明書

所属していたキャンパスの担当係にて発行手続きを行います。所定用紙に記入の上、郵送で発行申請をしてください。即日発行はできませんので、2週間程度の余裕をもって申請してください。

各キャンパスの申請様式

松本キャンパス <http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/science/alumni/certificate.php>

長野(工学)キャンパス <http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/engineering/certificate/>

上田キャンパス <http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/textiles/alumni/certificate.html>

伊那キャンパス <http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/agriculture/certificate/>

本人確認について

証明書交付の際、個人情報保護の観点から、本人確認を行っておりますので、ご協力をお願いします。

○窓口での請求

本人確認ができる書類(学生証・運転免許証等)の提示を求められることがあります。

○郵送による請求

証明書発行申請書に本人確認ができる書類の写しを添付のうえ、申請ください。

○本人による申請が難しいときは、代理申請することができます。詳細は所属するキャンパスの担当係にお問い合わせください。

証明書の発行手数料

無料(平成29年4月1日現在)

23. 学生旅客運賃割引証の発行

学割証（正規生のみ発行できます。）

学割証はJRの乗車区間が片道で100kmを超えるとときに利用できます。学割証の発行枚数は1日2枚、有効期間は発行の日から3カ月間です。年間1人当たり15枚まで発行機を利用して発行できますが、やむを得ない事情の場合は、担当係に相談ください。

通学定期券の購入について（正規生のみ購入できます。）

自宅と所属するキャンパスの最寄り駅までの通学定期券は、学生証の提示により購入することができますが、一部のバス会社等では購入できない場合があります。この場合は通学証明書を発行しますので、所属するキャンパスの担当係に申し出てください。

24. 留学生に係る証明書等について

(1) 国費外国人留学生証明書

国費外国人留学生が、ビザの更新時や、宿舍の賃貸借契約締結の際、奨学金の受給状況についての証明が必要な場合に発行します。所属するキャンパスの担当係に申し出てください。

(2) 文部科学省外国人留学生学習奨励費受給証明書

学習奨励費受給者が、ビザの更新時や、宿舍の賃貸借契約締結の際、学習奨励費の受給状況についての証明が必要な場合に発行します。所属するキャンパスの担当係に申し出てください。

25. 学研災・学研賠

本学では、万一の事故に備え、全ての学生に対し、日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」、「学研災付帯賠償責任保険（学研賠）」及び生協の保険等同等内容の保険への加入を義務づけています。

入学する際、標準修業年限（3年課程の者は3年、4年課程の者は4年）の期間について加入してください。加入期間満了日以降も本学学生として在学する場合は、再加入する必要があります。

休学等の身分異動が生じた際は、所定の手続きが必要となります（保険の適用範囲などが変動する場合があります。詳細はキャンパスの担当係に問い合わせください）。また、万一、事故や傷害が発生した場合は、直ちに所属するキャンパスの担当係に報告するとともに、所定の様式を請求し、届けを提出することが必要です。

(1) 学生教育研究災害傷害保険

学生が教育研究活動中、通学途中・課外活動中に不慮の事故により負傷・後遺障害あるいは死亡といった災害を被った場合、治療費等の経済的負担を軽減するもの。

(2) 学研災付帯賠償責任保険

学生が正課、学校行事、およびその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を破損したことにより被る法律上の損害賠償を補償するもの。

(3) 東京海上日動火災保険（株）が窓口となっている保険

日常生活でのケガや病気の補償など⇒学研災付帯学生生活総合保険（略称：付帯学総）学研災及び学研賠では補えない日常生活でのケガや病気等の治療実費の支払い、またクラブ活

動中の賠償など学生生活をより広くカバーした補償内容です。付帯学総単独での加入はできませんので、学研災と併せて加入ください。

(4) 大学生協が窓口となっている保険

信州大学生生活協同組合（生協）でも、広範囲を補償する学生総合共済（生命・火災）・学生賠償扶養者死亡保障等の学生保険を取り扱っています。

26. 授業料の納付について

授業料の額

年額 535,800円（平成30年度の額）

※授業料が改訂された際は、改訂後の額が適用されます。

授業料の納付方法

1. 授業料の年額のうち半期分を前・後期毎に納付いただきます。
2. 授業料は、原則として登録された預金口座からの引き落としとなります。
3. 預金口座からの引き落としを行うため、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」による届出が必要です。また、預金口座を変更する場合も同様の届出が必要です。
4. 「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」が必要な方は、所属するキャンパスの会計係に請求してください。
5. 預金口座からの引き落としによらず、本学が指定する金融機関の口座へ振込により授業料を納付することもできます。希望する場合は、所属するキャンパスの会計係まで申し出てください。ただし、振込手数料は自己負担となります。
6. 前期分授業料納付の際、後期分授業料も併せ、一括して納付することもできますので、希望する場合は所属するキャンパスの会計係に申し出てください。
7. いったん納付された授業料は原則として返還できません。

納付時期

1. 授業料の預金口座からの引き落とし日は、前期分は4月26日、後期分は10月26日（当該日が金融機関の休日の場合は翌営業日）です。授業料の引き落としを行う預金口座に授業料相当額を引き落とし日の前日までに用意してください。預金残高不足等の理由により、預金口座からの引き落としができなかった場合は、翌月の26日（当該日が金融機関の休日の場合は翌営業日）に再度引き落としを行います。
2. 納付期限までに授業料を納付しない者は、学則の定めにより除籍されます。
3. 授業料未納の場合は、修了・休学・退学等の身分異動は認められません。

27. 授業料免除・徴収猶予

(1) 経済的理由等による授業料免除

授業料免除の対象者

1. 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
2. 授業料の各期ごとの納期前6か月以内において、学生の学資を主として負担している学資負担者が死亡し又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
3. その他上記2に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

授業料徴収猶予の対象者

1. 経済的理由により納付すべき時期までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀であると認められる場合
2. 学生又は学資負担者が災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる場合
3. その他やむを得ない事情があると認められる場合

手続き

授業料免除を希望する学生は、免除説明会（前期：1月下旬，後期7月下旬）において申請書類を受取り，必要事項を記入の上，添付書類を添えて期限までに所属するキャンパスの担当係へ申請してください。説明会等の詳細は掲示により通知します。

(2) 成績優秀学生に対する授業料免除

学業成績が特に優れ，かつ人物優秀であると認められる学生に対して，博士3年後期分（長期履修申請者は最終学年）の授業料を免除する制度があります。詳細は各ユニットの担当係に問い合わせください。

28. 奨学金・その他の経済的支援

学業・人物ともに優秀で，学資の支弁が困難と認められる学生に対し奨学金等が給付・貸与されます。募集等の連絡は，キャンパス情報システムで行ないます。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

奨学金を希望する学生は大学を通じて募集期間内に手続きしてください。家計に急激な変化が生じた学生は，随時対応となります。担当窓口へ相談してください。

独立行政法人日本学生支援機構

<http://www.jasso.go.jp/>

(2) 日本学生支援機構以外の奨学金

地方公共団体の奨学金を希望する場合は，各自でそれらの団体へ問い合わせてください。民間財団奨学金は大きく2種類に分けられ，大学推薦が必要な奨学金（大学推薦型）と大学推薦の必要のない，直接応募できる奨学金（直接応募型）があります。詳細は所属するキャンパスの奨学金担当に相談してください。

信州大学学生総合支援センター（奨学金）

http://www.shinshu-u.ac.jp/campus_life/studentsupport/scholarship/guidance.html

(3) 留学生に対する奨学金等の制度について

留学生受入れ促進プログラム（旧文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度）

日本学生支援機構では，我が国の大学等に在籍する私費外国人留学生等で，学業，人物ともに優秀かつ経済的理由により修業が困難である者に対する支援を実施しています。

日本学生支援機構

http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/scholarships/shoureihi/index.html

29. 研究支援

(1) 日本学術振興会「特別研究員」

優れた若手研究者が、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに、主体的に研究課題等を選びながら、我が国の学術研究の将来を担う独創性豊かな研究者として育成されるべく、特別研究員として採用されるものです。また、特別研究員は、研究奨励金を支給されるとともに研究費（科学研究費補助金）を交付され、大学等において学術研究に専念する機会が与えられます。

人文・社会科学及び自然科学分野

DC1（採用期間：3年間）

採用年度の4月1日現在、原則として、次のいずれかに該当する者（外国人も含む）

1. 一貫制の博士課程第3年次に在学する者
2. 後期3年の課程のみの博士課程第1年次に在学する者
※博士課程後期等への進学予定者を含む

DC2（採用期間：2年間）

採用年度の4月1日現在、原則として、次のいずれかに該当する者（外国人も含む）

1. 一貫制の博士課程第4年次以上の年次に在学する者
2. 後期3年の課程のみの博士課程第2年次以上の年次に在学する者

研究奨励金：月額 200,000円（平成29年度の支給額）

科学研究費補助金（特別研究員奨励費）：毎年度 150万円以内

日本学術振興会（JSPS）

<https://www.jsps.go.jp/j-pd/>

(2) 日本学術振興会海外特別研究員制度（日本人学生のみ）

制度概要：

我が国の学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者が、海外の大学等研究機関において、長期間研究に専念できるよう、研究費を支援する制度です。なお、本募集は、大学等に所属する常勤研究者、又は常勤研究者を志望する者が対象です。

(3) 日本学術振興会若手研究者海外挑戦プログラム（日本人学生のみ）

制度概要：

海外という新たな環境へ挑戦し、3か月～1年程度海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供することを通じて、将来国際的な活躍が期待できる豊かな経験を持ち合わせた優秀な博士後期課程学生等の育成に寄与するための制度です。

(4) その他の研究助成

その他の研究助成については信州大学研究推進部 研究推進ガイドや所属学会の公募情報などを確認ください。

信州大学研究推進部 研究推進ガイド（学内限定）

http://www.shinshu-u.ac.jp/research_guides/

30. 博士人材データベース（JGRAD）

博士人材は、科学技術によるイノベーション促進の担い手として、社会での活躍が産学官より期待されているところです。文部科学省 科学技術・学術政策研究所（NISTEP）は、文部科学省の国立試験研究機関であり、社会における博士人材の活躍状況を幅広く把握するため、博士課程修了者の属性や、修了後の継続的なキャリアを追跡する情報基盤として、博士人材データベース（JGRAD）の構築を進めています。JGRADにより、博士人材の研究活動や職業等の現況を把握するとともに、各種調査、分析等を行い、博士人材がより一層社会で活躍するための様々な政策立案に役立てていきます。

現在は、本学を含む42大学（平成29年7月末現在）が参加しています。

本趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

<http://www.nistep.go.jp/research/human-resources-in-science-and-technology/jgrad#a1>

31. 一般的な学生生活上の相談について

学生生活上の一般的な相談は、所属するキャンパスの担当係で受け付けています。

(1) メンタルヘルス相談について

学生生活を送るにあたって、対人関係、自分の性格等についての悩みほか、「心の健康」に関する悩み事について、本学ではメンタルヘルス相談を設けています。メンタルヘルス相談は、各キャンパスで月1回程度、カウンセラーによる相談も設けています。

カウンセラーによるメンタルヘルス相談の実施日は、所属するキャンパスの担当係まで問い合わせてください。

《連絡先》

松本キャンパス（総合健康安全センター）	: 0263-37-2157
長野（工学）キャンパス（保健室）	: 026-269-5077
伊那キャンパス（保健室）	: 0265-77-1312
上田キャンパス（保健室）	: 0268-21-5312

(2) 教育問題相談窓口について

セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント等の悩み事については、所属するキャンパスの学務担当係、イコール・パートナーシップ委員会及び学生相談センターに相談してください。

学生相談センター

http://www.shinshu-u.ac.jp/campus_life/soudan/

学生生活の中で、いろいろなことに悩んだり、不安になったり、困ったり、心が疲れたときに、気軽に相談してください。専門の相談スタッフが、相談内容に応じて、一緒に考えたり関係窓口を紹介したりするなど、解決に向けた支援をします。

学生相談センター連絡先

電話：0263-37-3165

e-mail：nandemo@shinshu-u.ac.jp

各キャンパスにも学生相談室の先生がいます。詳しくは、所属するキャンパスの学務担当グループ（係）にお問い合わせください。

理学部 学務グループ : 0263-37-3320
医学部 大学院係 : 0263-37-3376
工学部 学務グループ : 026-269-5051
農学部 学務グループ : 0265-77-1447
繊維学部 学務グループ : 0268-21-5322

イコール・パートナーシップ委員会

本学の教職員各4名（男女同数）で構成され、ハラスメントのない信州大学にするために学長の下に設置された委員会です。しかし、真偽を調査する委員会ではありません。学生一人一人の人権を擁護するとともに、修学にふさわしい環境が確保されることを目的とする委員会です。差別・人権などについて疑問や問題があれば、委員会か委員何れかに気軽に相談してください。

e-mail : epiinkai@shinshu-u.ac.jp

32. 就職・キャリア

就職支援は、各キャンパスの就職支援室又は学務担当係で行っています。求人情報・各種パンフレットは就職支援室、就職資料室等にあり、専任の教職員に相談することができます。詳細は、所属するキャンパスの以下にお問い合わせ願います。

松本キャンパス : 0263-37-2458 (理学部学務 G)

長野(工学)キャンパス : 026-269-5595 (就職支援室)

http://eng_shien.shinshu-u.ac.jp/shushoku/student.html

上田キャンパス : 0268-21-5322 (繊維学部学務 G)

<http://www.shinshu-tlo.co.jp/seni-shushoku/college.htm>

伊那キャンパス : 0265-77-1447

<http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/agriculture/campuslife/support.php>

33. 図書館

本学の附属図書館は、5キャンパス6館で構成されています。

各館はそれぞれのキャンパスにおける学術情報の流通拠点としての機能を果たすと同時に、信州大学ユビキタスネットワークシステム(SUNS)を通して相互に連帯をはかり、分散している資源の有効活用に努めています。

開館時間や利用条件、利用方法は図書館ごとに異なります。ご利用の際には、各図書館の利用案内を確認してください。

附属図書館 URL : <http://www.shinshu-u.ac.jp/institution/library/>

34. 健康管理

(1) 健康診断

本学では、全ての学生（一部の非正規生を除く）を対象に年1回（4月）、定期健康診断を実施しています。日程等の詳細は所属するキャンパスの担当係に問い合わせてください。

(2) 禁煙

本学は、学生及び教職員の健康を確保し、タバコのない大学キャンパスを作るために、平成28年4月1日より全てのキャンパスの敷地内を全面禁煙としています。

喫煙する場合は、門の周囲など、大学外敷地との境界での喫煙は、多くの方に対する受動喫煙の原因となりますので、控えてください。

(3) AED（自動体外式除細動器）

本学は、各キャンパスの主要施設にAEDを設置しています。いざという時のために設置場所を確認してください。

《松本キャンパス》



35.安全管理

(1) 建物への入棟について

夜間、土・日・祝日に建物及び図書館に入棟する場合は、学生証が必要となります。また、建物によっては、事前に手続きが必要となる場合がありますので、所属するキャンパスの担当係に問い合わせてください。

(2) 駐車場利用について

本学では、自動車での通学は禁止しています。（身体障害等の特別な事情の場合を除く）また、事故防止及び騒音防止を目的に構内におけるバイクの走行を禁止しています。バイクを通学に利用する場合は、決められたバイク専用駐車場に駐車してください。

自転車も、構内の指定された駐輪場へ駐輪してください。公道への違法駐車及び大学周辺への迷惑駐車は厳禁です。

(3) 院生研究室・学生ラウンジ等について

自主学习等のために使用できる院生研究室、学生ラウンジ等が設けられています。入室には鍵が必要となる部屋がありますので、所属するキャンパスの担当係に問い合わせてください。

利用に当たっては、清掃美化に努めてください。また、退室時には戸締り、消灯、エアコンの電源を切るなどを行ってください。

(4) 安全の手引き

各キャンパスにおいて作成していますので、確認してください。

《松本キャンパス》

理学部安全の手引き

http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/science/docs/2014_anzen.pdf

《長野(工学)キャンパス》

工学部安全の手引

<http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/engineering/ems/>

《上田キャンパス》

繊維学部実験・実習における安全の手引

http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/textiles/environment/data/activities/docs_activ/safetyman_2015.pdf

《伊那キャンパス》

農学部安全教育

<http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/agriculture/safety/>

(5) 事件・災害時

災害発生時の避難・行動マニュアル【学生編】○ 学生総合支援センターHP 掲載

地震等の自然災害は、突然発生し、建築物の倒壊、家具等の落下・転倒など物的被害とそれに基づく人的被害などの直接被害だけでなく、火災等による間接的な被害も起こるため、これらの災害の発生を最小限に留めるためには、日常からの備えが必要です。

本学の学生総合支援センターのホームページに、「災害時の対応」，「避難・行動マニュアル【学生編】」を掲載していますので，確認してください。

《災害時の対応》

http://www.shinshu-u.ac.jp/campus_life/studentsupport/attention-info/34314.html

《避難・行動マニュアル【学生編】》

http://www.shinshu-u.ac.jp/campus_life/studentsupport/attention-info/50556.html

(6) その他

住居・寮

信州大学の学生の多くは民間アパート・下宿・学生寮などに居住しています。民間企業の物件のアパート・下宿等については，大学周辺地域に数多くありますので自己の責任において契約してください。学生寮の詳細・入寮の時期については，所属するキャンパスの担当係まで問い合わせてください。

施設（体育館・グラウンド・テニスコート）の利用

各キャンパスに，体育館，グラウンド，テニスコートなどの課外活動施設があります。施設の利用を希望する場合は，各キャンパスの学務担当係に申し込んでください。

松本キャンパス：学生総合支援センター

長野（工学）キャンパス：工学部学務窓口

上田キャンパス：繊維学部学務窓口

伊那キャンパス：農学部学務窓口

http://www.shinshu-u.ac.jp/campus_life/studentsupport/circle/sports.html

36. 研究科開設科目一覧

(1) 必修科目・選択必修科目について

ア. 研究科共通科目

先鋭領域融合研究群最先端研究特講《必修科目》

先鋭領域融合研究群の5つの研究所（カーボン科学，環境・エネルギー材料科学，国際ファイバー工学，山岳科学，バイオメディカル）に所属する教員を中心に，本学の教員が，それぞれの専門分野の最先端研究を異分野の学生にもわかりやすく講義する。

各キャンパスにおいて，各教員が講義を行います。各回の授業内容，日程，担当教員等の詳細は，eALPSにより周知します。

特別招へい教授グローバル研究特講《自由科目》

先鋭領域融合研究群で国際共同研究を行っている海外の研究者による専門分野の講義及びシンポジウムなどへの参加により，国際的な最先端研究の知識や研究手法を理解し，活用できる能力の習得，グローバルな課題の考え方および問題解決のための知的能力の獲得，世界に通用する洞察力・俯瞰力を醸成し，国際的な研究の推進及び研究現場（国際共同研究，国際学会等）での英語によるコミュニケーション能力の獲得を目指す。

知財管理特講《自由科目》

知的財産権とは，知的創造活動によって生み出されたものを財産として保護するという，法律に基づいた権利である。基礎内容を時事的・具体的事例と共に学ぶことで，社会における重要性を十分に理解する。

イ. 専攻共通科目

社会医工学特論《必修科目》

生命医工学研究を行うための，行政システムや企業の理念と思考過程，レギュラトリーサイエンス，知的財産の管理と活用などを理解し，産学官連携研究を実施して生命・医療・健康・福祉などの分野社会への貢献が可能な，医学と理工学の融合領域における課題の本質を見抜き解決方法を見出す洞察力及び医学系や理工学系の専門分野近傍の課題に対して新たな知見・技術を生み出す応用力を養成する。

イノベーションセミナー《必修科目》

医学系と理工農学系が合体して小グループを組み，イノベーション研究をテーマに講義と討論を行う。本講義は教員・外部講師とともに，セミナーオーガナイザーが担当する。また，集中講義において，医学系と理工農学系が混合したグループ単位で行うデザイン思考教育とPBL（Project Based Learning）教育を組み合わせる新規医療機器開発用にアレンジしたワークショップを本学の医工連携マネジメント専門教員が実施する。医学系出身者と理工農学系出身者の連携による新規医療機器の研究開発工程の全容を体験的に理解することで，医学と理工学の融合領域における課題の本質を見抜き解決方法を見出す洞察力及び医学系や理工学系の専門分野近傍の課題に対して新たな知見・技術を生み出す応用力を養成する。

企業・行政・病院インターンシップ《選択科目》

【企業/行政】

希望する行政や企業のインターンシップに参加し、それぞれの業務や機構を実際に体験することにより、今後の研究や就職に生かす。

生命医工学と関連する省庁などの行政機関のインターンシップは個人的に探すことが難しいが、信州大学の産学官連携や知的財産活用を推進する専門教員がアレンジすることで、学生が興味のある分野のインターンシップへの参加を実現する。

地域企業や日本で数少ない人工関節メーカーなど、生命医工学専攻に合致した特色をもつインターンシップを、大学を通じてアレンジする。

【病院】

医学系・医療系ではない異分野の学生が、病院でインターンシップを行うことにより医療の実際を体験し、今後の研究・就職に生かす。

臨床で働く医師や医療関係者と接することにより、医療の考え方を知り、視野を広げる。

医療の立場から患者をみることにより、日本の医療制度の優れた点、問題点を知る。

現在学び、研究している生命医工学の成果が、実際の現場でどのように使用され生かされているかを知り、学習内容・研究内容を広げ深める。

ウ. 分野共通科目

生命工学特別演習Ⅰ・Ⅱ 生体医工学特別演習Ⅰ・Ⅱ《必修科目》

「生命工学分野」と「生体医工学分野」の分野内において、「3年制コース」と「4年制コース」の特別演習をリンクする。

医学系と理工農学系の連携を基盤として、産学官連携研究等に直接かかわる教育・研究を行い、大学院生が実践的な研究者として研究に従事する。

具体的には学生1名にその学生が所属するコースの主担当教員と、異なるコースの副担当教員を配置し、相互に連携をとって教育・研究を行う。

例えば「生命工学分野」の理工農学系「3年制コース」の学生には、同分野・同コースの主担当教員の他に、同じ「生命工学分野」で医学系「4年制コース」の教員が副担当教員になる。

また企業との共同研究では、企業の研究者が学生を直接指導する。

先鋭領域融合研究群の特別招へい教授・外国人研究者・外国人学生が教育・研究に参画することにより、グローバルなカリキュラムを実施する。

(2) 大学院共通教育用科目

本学では、専門によらず大学院生にとって有意な科目を全大学院学生に開放することにより、自研究科以外で開講されている科目を受講することで、広い視野を身につけてもらうことを目的に、大学院共通教育用科目を開講しています。

2018（平成30）年度の開講科目は以下のとおりです。

2018年度大学院共通教育用科目一覧

開講研究科	科目名	開講時期	担当教員名	単位数	開講キャンパス 教室	備考
総合理工学 研究科	大学院と社会	前期 火5	李 敏	2	松本：全学教育機構 211 演習室 長野(教育)：図書館 2 階視聴覚室 長野(工学)：工学部 200 番教室 上田：23 番講義室 伊那：16 番講義室	SUNS
	総合日本語Ⅰ	前期 木5	大塚綾子	2	後日、お知らせします。	SUNS ※留学生 対象
	総合日本語Ⅱ	後期 木5	佐藤友則	2	後日、お知らせします。	SUNS ※留学生 対象
	臨床医学概論	後期 金4	齋藤直人 他	2	松本：全学教育機構 211 演習室 長野(教育)：図書館 2 階視聴覚室 長野(工学)：工学部 201 番教室 上田：23 番講義室 伊那：11 番講義室	SUNS
	科学英語	後期 金5	加藤鉦三	2	松本：全学教育機構 211 演習室 長野(教育)：図書館 2 階視聴覚室 長野(工学)：工学部 200 番教室 上田：32 番講義室 伊那：16 番講義室	SUNS
総合理工学 研究科 総合医理工 学研究科	科学技術政策特 論	後期 集中	研究科長 他	2	各キャンパス SUNS 講義室 ※後日、お知らせします	SUNS ※2 研 究科共 同開講

履修登録及び記入上の注意

- * 受講を希望する場合は、「大学院共通教育用科目受講登録票」を所属研究科の指定する履修登録期日までに、所属するキャンパスの担当係に提出してください。
- * 科目によっては、受講登録票を利用せず受講登録を行う科目があります。必ず掲示等や所属するキャンパスの担当係で確認してください。
- * 履修にあたっては、必ず事前に指導教員と相談し履修計画を立てたうえで、登録を行ってください。
- * 大学院共通教育用科目は全研究科で単位として認められますが、修了要件に含まれません。
- * 各科目のシラバスは、「信州大学シラバス検索システム」から確認できます。

<http://campus-2.shinshu-u.ac.jp/syllabus/syllabus.dll/top>

(3) 各分野の科目一覧

【専門科目】

【生命工学分野】

履修登録 コード	授業科目	授業科目(英字)	単 位 数	講義 期間	担当教員	授業 形態
《分野共通科目》						
HB180100	生命工学特別演習Ⅰ(天野)	Advanced life technology biotechnology seminar I	2	通年	天野 良彦(工)	演習
HB180101	生命工学特別演習Ⅰ(鏡味)	Advanced life technology biotechnology seminar I	2	通年	鏡味 裕(伊)	演習
HB180102	生命工学特別演習Ⅰ(阿部)	Advanced life technology biotechnology seminar I	2	通年	阿部 誠(工)	演習
HB180103	生命工学特別演習Ⅰ(片岡)	Advanced life technology biotechnology seminar I	2	通年	片岡 正和(工)	演習
HB180104	生命工学特別演習Ⅰ(金山)	Advanced life technology biotechnology seminar I	2	通年	金山 直樹(工)	演習
HB180105	生命工学特別演習Ⅰ(米倉)	Advanced life technology biotechnology seminar I	2	通年	米倉 真一(伊)	演習
HB180106	生命工学特別演習Ⅰ(保坂)	Advanced life technology biotechnology seminar I	2	通年	保坂 毅(伊)	演習
HB180107	生命工学特別演習Ⅰ(伊原)	Advanced life technology biotechnology seminar I	2	通年	伊原 正喜(伊)	演習
HB180108	生命工学特別演習Ⅰ(水野)	Advanced life technology biotechnology seminar I	2	通年	水野 正浩(工)	演習
HB180200	生命工学特別演習Ⅱ(天野)	Advanced life technology biotechnology seminar II	2	通年	天野 良彦(工)	演習
HB180201	生命工学特別演習Ⅱ(鏡味)	Advanced life technology biotechnology seminar II	2	通年	鏡味 裕(伊)	演習
HB180202	生命工学特別演習Ⅱ(阿部)	Advanced life technology biotechnology seminar II	2	通年	阿部 誠(工)	演習
HB180203	生命工学特別演習Ⅱ(片岡)	Advanced life technology biotechnology seminar II	2	通年	片岡 正和(工)	演習
HB180204	生命工学特別演習Ⅱ(金山)	Advanced life technology biotechnology seminar II	2	通年	金山 直樹(工)	演習
HB180205	生命工学特別演習Ⅱ(米倉)	Advanced life technology biotechnology seminar II	2	通年	米倉 真一(伊)	演習
HB180206	生命工学特別演習Ⅱ(保坂)	Advanced life technology biotechnology seminar II	2	通年	保坂 毅(伊)	演習
HB180207	生命工学特別演習Ⅱ(伊原)	Advanced life technology biotechnology seminar II	2	通年	伊原 正喜(伊)	演習
HB180208	生命工学特別演習Ⅱ(水野)	Advanced life technology biotechnology seminar II	2	通年	水野 正浩(工)	演習

《3年制コース》

HB190100	酵素工学特論	Advanced Enzyme Technology	2	通年	天野 良彦(工), 水野 正浩(工) 片岡 正和(工), 金山 直樹(工), 阿部 誠(工)	講義
HB190200	分子生命科学特論	Molecular Biosciences	2	通年	阿部 誠(工)	講義
HB190300	生命機能学特論	Advanced Frontier Bioscience	2	通年	鏡味 裕(伊), 梅澤 公二(伊)	講義
HB190400	応用分子微生物学特論	Advanced Applied and Molecular Microbiology	2	通年	保坂 毅(伊), 荻田 佑(伊)	講義
HB190500	分子生理学特論	Advanced Molecular Physiology	2	通年	米倉 真一(伊)	講義
HB190600	分子資源環境学特論	Bio-resource Engineering	2	通年	伊原 正喜(伊)	講義

【生体医工学分野】

《分野共通科目》

HB280100	生体医工学特別演習Ⅰ(山口)	Advanced biomedical engineering seminar I	2	通年	山口 昌樹(上)	演習
HB280101	生体医工学特別演習Ⅰ(小林)	Advanced biomedical engineering seminar I	2	通年	小林 俊一(上)	演習
HB280102	生体医工学特別演習Ⅰ(西川)	Advanced biomedical engineering seminar I	2	通年	西川 敦(上)	演習
HB280103	生体医工学特別演習Ⅰ(秋山)	Advanced biomedical engineering seminar I	2	通年	秋山 佳丈(上)	演習
HB280104	生体医工学特別演習Ⅰ(小関)	Advanced biomedical engineering seminar I	2	通年	小関 道彦(上)	演習

※「担当教員」の()内は所属キャンパスで、次のように省略して表記しています。
 (松・理):松本キャンパス理学, (松・医):松本キャンパス医学部, (松・機):松本キャンパス全学教育機構, (工):長野(工学)キャンパス, (伊):伊那
 キャンパス, (上):上田キャンパス, (教):長野(教育)キャンパス

履修登録コード	授業科目	授業科目(英字)	単位数	講義期間	担当教員	授業形態
HB280105	生体医工学特別演習Ⅰ(竹内)	Advanced biomedical engineering seminar I	2	通年	竹内 あかり(松・理)	演習
HB280106	生体医工学特別演習Ⅰ(森山)	Advanced biomedical engineering seminar I	2	通年	森山 徹(上)	演習
HB280200	生体医工学特別演習Ⅱ(山口)	Advanced biomedical engineering seminar II	2	通年	山口 昌樹(上)	演習
HB280201	生体医工学特別演習Ⅱ(小林)	Advanced biomedical engineering seminar II	2	通年	小林 俊一(上)	演習
HB280202	生体医工学特別演習Ⅱ(西川)	Advanced biomedical engineering seminar II	2	通年	西川 敦(上)	演習
HB280203	生体医工学特別演習Ⅱ(秋山)	Advanced biomedical engineering seminar II	2	通年	秋山 佳文(上)	演習
HB280204	生体医工学特別演習Ⅱ(小関)	Advanced biomedical engineering seminar II	2	通年	小関 道彦(上)	演習
HB280205	生体医工学特別演習Ⅱ(竹内)	Advanced biomedical engineering seminar II	2	通年	竹内 あかり(松・理)	演習
HB280206	生体医工学特別演習Ⅱ(森山)	Advanced biomedical engineering seminar II	2	通年	森山 徹(上)	演習

《3年制コース》

HB290100	計算生物学特論	Advanced computational Biology	2	通年	山口 昌樹(上)	講義
HB290200	生物流体力学特論	Advanced Bio-Fluid Mechanics	2	通年	小林 俊一(上)	講義
HB290300	スポーツバイオメカニクス特論	Sports Biomechanics	2	通年	杉本 光公(松・機)	講義
HB290400	ソリッドバイオメカニクス特論	Solid Biomechanics	2	通年	小関 道彦(上)	講義
HB290500	ヒト力学の統計解析特論	Special Topics In The Statistical Analysis of Human Dynamics	2	通年		講義
HB290600	先端生体材料学特論	Advanced Biomaterials	2	通年	竹内 あかり(松・理)	講義
HB290700	コンピュータ外科学特論	Advanced Computer Aided Surgery	2	通年	西川 敦(上)	講義
HB290800	バイオMEMS特論	Advanced Biomedical MEMS	2	通年	秋山 佳文(上)	講義
HB290900	比較認知科学特論	Comparative cognitive science	2	通年	森山 徹(上)	講義
HB291000	生体ロボット制御学特論	Biorobotics control	2	通年	塚原 淳(上)	講義

【研究科共通科目】

履修登録コード	授業科目	授業科目(英字)	単位数	講義期間	担当教員	授業形態
HZ800100	先鋭領域融合研究群最先端研究特講	Interdisciplinary Cluster for Cutting Edge Reserch front-line research special lecture	2	通年	齋藤直人(松) 他	講義
HZ900100	特別招へい教授グローバル研究特講	Distinguished visiting professor global research lecture	2	通年	齋藤直人(松) 他	講義
HZ900200	知財管理特講	Intellectual Property Management	2	前期	田中榮司(松) 他	講義

【専攻共通科目】

履修登録コード	授業科目	授業科目(英字)	単位数	講義期間	担当教員	授業形態
HB800100	社会医工学特論	Advanced social biomedical engineering	2	通年	齋藤 直人(松・医), 羽二生 久夫(松・医), 杉原 伸宏(松), 柴 祐司(松・医)	講義
HB800200	イノベーションセミナー	Innovation Seminar	2	後期	齋藤 直人(松・医), 羽二生 久夫(松・医), 杉原 伸宏(松・医), 柴 祐司(松・医)	講義
HB900100	企業/行政/病院インターンシップ	Internship at companies, administrative offices, and hospitals	1	通年	齋藤 直人(松・医), 羽二生 久夫(松・医), 杉原 伸宏(松), 柴 祐司(松・医)	講義

※「担当教員」の()内は所属キャンパスで、次のように省略して表記しています。
(松・理):松本キャンパス理学, (松・医):松本キャンパス医学部, (松・機):松本キャンパス全学教育機構, (工):長野(工学)キャンパス, (伊):伊那キャンパス, (上):上田キャンパス, (教):長野(教育)キャンパス

(4) 特別プログラム

ア. ファイバールネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラム

【プログラムの概要】

① 事業概要

信州大学は、文部科学省の「平成 25 年度博士課程教育リーディングプログラム」に選定されました。この事業は、「ファイバールネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成」を取組目標としています。繊維・ファイバーは衣料分野にとどまらず、建築・土木、航空機などの輸送体、電気・電子材料、健康・医療など、これら日本の産業基盤を支えている広範な分野と関連しています。繊維・ファイバー技術を他の先端分野技術と融合させるため、原料からプロセス、システム、評価までのすべての専門知識を備えるとともに、広く総合的な専門性を有し、広い科学技術的視野と国際感覚、コーディネート力、人間力を備えたグローバルリーダーを養成することを目指しています。

これにより、日本唯一の繊維学部から、物・人・情報の発信基地としてのハブ機能を有する世界ナンバーワンの繊維系教育研究機関として発展することを目的としています。

② プログラム体制

〔専攻等〕

大学院総合理工学研究科

繊維学専攻，生命医工学専攻（上田キャンパス）

大学院総合医理工学研究科（上田キャンパス）

総合理工学専攻，生命医工学専攻

〔連携〕

東京大学大学院，京都大学大学院，東京工業大学大学院，東京農工大学大学院，国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構，欧州繊維系大学連合（AUTEX），ノースカロライナ州立大学，マンチェスター大学，フランス国立繊維工芸工業高等学院（ENSAIT），ドレスデン工科大学，ウィーン天然資源大学，香港理工大学，蘇州大学，インド工科大学，シンガポール国立大学

〔プログラム担当者〕

信州大学所属教員 27 名及び他大学（海外大学を含む）教員 10 名

③ 教育目的

本プログラムでは、本学が有する多様な知的・人的資源をもとにして、国内外の第一線級の繊維系研究者を結集し、あらゆる先端技術の基礎となり得る極めてすそ野の広い「ファイバー工学」を核として、経済や地球環境との共生、持続可能な人類社会の発展と平和・福祉の向上に貢献でき、国際社会でリーダーとして活躍できる人材を社会に送り出すことを目標としています。そのために、下記の 5 つの資質を備えたグローバルリーダーを養成する特色ある取組を行います。

- 繊維・ファイバーに関する専門知識・応用力
- 人類社会の諸課題とファイバー技術を結びつける俯瞰力
- 異分野、異業種のグローバルな橋渡しにより新しい価値を創出できる能力
- 基礎研究から応用研究、製品化・事業化研究までを繋ぐ能力
- 先導的なプロジェクトマネジメント能力

【履修方法及び進級、修了要件】

① 履修方法

総合理工学研究科在籍時（1年次～2年次）において、本プログラムの定める授業科目のうち、必修科目 29 単位、選択科目 20 単位以上を含めて合計 49 単位以上を履修すること。

また、総合医理工学研究科在籍時（3年次～5年次）において、本プログラムに定める授業科目のうち、必修科目 16 単位、選択科目 10 単位以上を含めて合計 26 単位以上を履修すること。

ただし、正当な理由がある場合（例えば、ダブルディグリープログラム参加、AUTEX が運営する修士課程プログラムへの派遣など）は、リーディング大学院の運営会議の承認を得て単位を読み替えることにより、上記単位を 5 年間のうちに取ることができる。

② 修了要件

上記「1.履修方法」の単位数以上を修得するとともに、総合医理工学研究科の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査および最終試験*に合格すること。

*英語能力では、TOEIC スコア 800 点相当の能力を有すること。

【授業科目一覧】

区分	本プログラムの年次	科目名	単位数	修了に必要な単位数		
				修士	博士	
必修科目	1年次	1年次	英語技法特論Ⅰ	2	9	—
		英語技法特論Ⅱ	2			
		ファイバー基礎実習	1			
		テキスタイル基礎実習	1			
		研究室ローテーションⅠ	1			
		ものづくり・ことづくり演習Ⅰ（チームワーキング）	1			
		International Topics on Fiber EngineeringⅠ	1			
	2年次	2年次	英語技法特論Ⅲ	2	8	—
		英語技法特論Ⅳ	2			
		繊維・ファイバー工学特別実験	1			
		研究室ローテーションⅡ	1			
		ものづくり・ことづくり演習Ⅱ（チームワーキング）	1			
		International Topics on Fiber EngineeringⅡ	1			
	修士共通	1・2年次共通	MOT（Management of Technology）	2	6	—
			ファイバーイノベーション概論	2		
			Textile FundamentalsⅠ	1		
			Textile FundamentalsⅡ	1		

必修科目	博士課程	1年次	3年次	特別実験	2	-	6
				特別演習	2		
				海外特別実習	2		
		2年次	4年次	専修実験Ⅰ	2	-	6
				専修演習Ⅰ	2		
				インターンシップ	2		
		3年次	5年次	専修実験Ⅱ	2	-	4
				専修演習Ⅱ	2		
		選択科目	修士課程・博士課程	共通分野	全年次共通	サプライチェーン	2
プロダクトデザイン	2						
マーケティング	2						
知的財産	2						
工業経済学	2						
科学哲学	2						
日本文化論	2						
比較文化論	2						
技術者倫理	2						
フロンティアファイバー分野	全年次共通			ナノファイバー工学特論	2		
				ヤーンテクノロジー	2		
				高機能繊維設計特論	2		
				高性能繊維設計特論	2		
				ナノマテリアル工学特論	2		
				機能高分子工学特論	2		
バイオ・メディカル分野	全年次共通			シルク利用工学	2		
				バイオファイバー科学	2		
				医用材料特論	2		
				繊維生物資源学	2		
				生体分子機能科学	2		
				バイオマス利用工学	2		
				バイオミメティック科学	2		
スマートテキスタイル分野	全年次共通			複合材料設計学特論	2		
				e-Textile 設計特論	2		
				プロテクティブテキスタイル特論	2		
				テキスタイルデザイン特論	2		
				先進繊維計測学特論	2		
				繊維集合体特論	2		

	感性・ファッション工学分野	全年次共通	ファッションデザイン論	2		
			衣服設計論	2		
			感性情報工学特論	2		
			感性製品計測・評価法特論	2		
			製品生理学特論	2		
			繊維製品生産論	2		
プログラム修了に必要な単位数計					35	26

1) 英語技法特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳについて

TOEIC800点以上のスコアを獲得した学生、及び英語を公用語（準公用語）としている国の外国人学生については、必修科目の英語技法特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの併せて8単位の代わりに、他の選択科目を履修することができる。

2) 大学院総合理工学研究科（1～2年次）においては、「必修科目23単位」を履修するほか、選択科目として、「選択科目の5分野から各1科目を選択し、計10単位」、かつ、「選択科目の5分野または所属分野の講義科目の中から1科目の2単位」、合計35単位を履修すること。

3) 大学院総合医理工学研究科（3～5年次）においては、「必修科目16単位」を履修するほか、「選択科目の5分野から各1科目を選択し、計10単位」を履修し、合計26単位を履修すること。

4) 外国人学生は、選択科目として日本文化論および比較文化論を選択し履修すること。

《注意事項》

- ・担当教員、開催時期、履修方法等については、プログラム履修生対象の履修案内等を見てください。

- ・英語技法特論の代替履修を希望する場合は、履修登録期間中に、英語技法特論代替履修届とTOEICスコアシートコピーあるいは、母国の公用語（準公用語）が英語であると証明できるものをリーディングプログラム事務局へ提出する。

イ. 信州大学大学院経済・社会政策科学研究科イノベーション・マネジメント専攻におけるデュアル・ディグリープログラム

【プログラムの概要】

① 目的

大学院総合医理工学研究科に在学する学生に、環境マインドに基づき広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力に加えて高度な専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を修得させ、もって、環境マインドに基づく技術経営能力及び創造性豊かな優れた研究・開発能力を併せ持つ人材を養成することを目的としています。

② 対象者

(1) 大学院総合理工学研究科を修了する見込みの方で、引き続き大学院総合医理工学研究科に進学する見込みの方

(2) 大学院総合医理工学研究科1年次に在学する方

【デュアル・ディグリー学生の特徴】

★二つの学籍

大学院経済・社会政策科学研究科イノベーション・マネジメント専攻と大学院総合医理工学研究科に在学し、二つの学籍を持ちます。

★二つの学位取得

大学院総合医理工学研究科在学中に、大学院総合医理工学研究科及び大学院経済・社会政策科学研究科イノベーション・マネジメント専攻の各々の修了要件を満たせば、二つの学位を取得することができます。

★授業料，入学料及び検定料の不徴収

大学院経済・社会政策科学研究科イノベーション・マネジメント専攻の授業料，入学料及び検定料は必要ありません。

★入学前既修得単位認定 ※1

信州大学大学院修了者は、信州大学大学院で修得した単位を10単位まで申請できます。

★大学院総合医理工学研究科の単位認定 ※2

大学院総合医理工学研究科で修得した単位を4単位まで申請できます。

(※1と※2を合わせて10単位までです。)

【イノベーション・マネジメント専攻の特徴】

★授業の開講時間

原則として火曜日から土曜日までの以下の時間帯に開講します。

《火曜日～金曜日》

6時限(18:00～19:30)

7時限(19:40～21:10)

《土曜日》

2時限(10:40～12:10)，3時限(13:00～14:30)

4時限(14:40～16:10)，5時限(16:20～17:50)

*日曜日，祝祭日及び夏休み期間を利用した集中講義もあります。

【問合せ先】

信州大学経営大学院事務室(〒380-8553 長野県長野市若里4-17-1)

TEL 026-269-5696

Home Page <http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/im/>

38.規則・規定

- 信州大学大学院学則.....48
- 信州大学学位規程.....56
- 信州大学大学院総合医理工学研究科規程.....59
- 信州大学大学院総合医理工学研究科学位論文審査及び最終試験の評価基準.....68
- 信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻及び生命医工学専攻3年制コースにおける博士の学位に関する取扱細則.....69

次に掲げる取扱，要項等については，eALPSを参照してください。

<http://acsu.shinshu-u.ac.jp/ActiveCampus/>

- 信州大学大学院総合医理工学研究科長期履修制度に関する取扱要項
- 信州大学大学院総合医理工学研究科他の大学院等における研究指導に関する取扱要項
- 信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻及び生命医工学専攻3年制コースにおける学位論文の作成要領

(平成 16 年 4 月 7 日信州大学学則第 2 号)

目次

第 1 章 総則(第 1 条-第 6 条)
 第 2 章 収容定員(第 7 条)
 第 3 章 大学院の授業及び大学院における研究指導(第 8 条)
 第 4 章 研究科長及び運営組織(第 9 条-第 11 条)
 第 5 章 学年、学期及び休業日(第 12 条-第 14 条)
 第 6 章 標準修業年限及び在学期間(第 15 条・第 16 条)
 第 7 章 入学(第 17 条-第 27 条)
 第 8 章 教育課程(第 27 条の 2-第 39 条)
 第 9 章 修了要件、学位授与等(第 40 条-第 47 条)
 第 10 章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍(第 48 条-第 54 条)
 第 11 章 賞罰(第 55 条・第 56 条)
 第 12 章 科目等履修生(第 57 条-第 63 条)
 第 13 章 研究生(第 64 条-第 68 条)
 第 14 章 聴講生(第 69 条-第 74 条)
 第 15 章 特別聴講学生及び特別研究生(第 75 条-第 83 条)
 第 16 章 外国人留学生(第 84 条-第 87 条)
 第 17 章 授業料、入学料、検定料及び寄附料(第 88 条-第 92 条)
 第 18 章 特別の課程(第 92 条の 2・第 93 条)
 第 19 章 補則(第 94 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

- 第 1 条 信州大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 第 2 条 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。
 (自己点検及び自己評価)
- 第 2 条 本大学院は、その教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 第 2 条 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、信州大学の職員以外の者による検証を行うものとする。
- 第 3 条 第 1 項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関する事項は、別に定める。

(研究科)

- 第 3 条 本大学院に、次の研究科を置く。

人文科学研究科
 教育学研究科
 経済・社会政策科学研究科
 総合理工学研究科

医学系研究科
 総合理工学研究科

- 第 2 条 第 5 条の教育学研究科高度教職実践専攻は、専門職大学院とする。
 (課程)

第 4 条 人文科学研究科、教育学研究科、経済・社会政策科学研究科、総合理工学研究科及び医学系研究科に修士課程を置き、総合理工学研究科に博士課程を置く。

第 2 条 総合理工学研究科の博士課程は、第 5 条の 2 に規定する総合理工学研究科医学系専攻医学分野、生命工学専攻生命工学分野 4 年制コース及び生命工学専攻生体医学分野 4 年制コースの 4 年の博士課程(以下「医学博士課程」という。)並びに同条に規定する医学系専攻保健学分野、総合理工学専攻、生命工学専攻生命工学分野 3 年制コース及び生命工学専攻生体医学分野 3 年制コースの後期 3 年の課程のみの博士課程(以下「修士後期課程」という。)とする。

第 3 条 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする

第 4 条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第 4 条の 2 教育学研究科に、専門職学位課程を置く。

第 2 条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

第 3 条 教育学研究科に置く専門職学位課程は、専ら教員養成のための教育を行うことを目的とする。教職大学院の課程とする。

(専攻)

第 5 条 本大学院の研究科に、次の専攻を置く。

人文科学研究科
 地域文化専攻
 言語文化専攻
 教育学研究科
 (修士課程)
 学校教育専攻
 (専門職学位課程)
 高度教職実践専攻
 経済・社会政策科学研究科
 経済・社会政策科学専攻
 イノベーション・マネジメント専攻

総合理工学研究科

理学専攻
 工学専攻
 繊維学専攻
 農学専攻
 生命医学専攻
 医学系研究科
 医科学専攻
 保健学専攻
 総合理工学研究科
 医学系専攻
 総合理工学専攻
 生命医学専攻

- (分野及びコース)
 第5条の2 総合医理工学研究科の専攻に、次の分野及びコースを置く。
 医学系専攻
 医学分野
 保健学分野
 ファイバー工学分野
 エネルギー・システム工学分野
 物質創成科学分野
 山岳環境科学分野
 生物・生命科学分野
 数理・社会システム科学分野
 生命工学専攻 生命工学分野
 4年制コース
 3年制コース
 4年制コース
 3年制コース

(組織の編制)
 第6条 第3条の研究科における教育研究に携わる組織は、教育研究に係る責任の所在が明確になるように、編制するものとする。

- 2 前項の編制その他必要な事項は、別に定める。

第2章 収容定員 (収容定員)

第7条 収容定員は、別表第1のとおりとする。

第3章 大学院の授業及び大学院における研究指導 (大学院の授業及び大学院における研究指導)

第8条 本大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

- 2 本大学院における学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、教授が担当するものとし、研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、准教授が担当し、又は講師若しくは助教に担当させ、若しくは分担させることができる。

第4章 研究科長及び運営組織 (研究科長)

第9条 本大学院の各研究科に研究科長を置き、次のとおり、信州大学学術研究院の学系長をもって充てる。

人文科学研究科長	人文科学系長
教育学研究科長	教育学系長
経済・社会政策科学研究科長	社会科学系長
総合理工学研究科長	理学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番
医学系研究科長	医学系長
総合医理工学研究科長	理学系長、医学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番

- 2 研究科長は、当該研究科に関する事項を管理する。
 (教育研究評議会)

第10条 本大学院の管理、運営その他本大学院における重要事項の審議は、国立大学法人信州大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)において行う。

(大学院研究科委員会)

第11条 各研究科に、大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。

- 2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるとする。
 (1) 学生の入学、課程の修了

(2) 学位の授与

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)が掌る教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- 4 研究科委員会に關し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日 (学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に規定する前学期の終期及び後学期の始期は、各研究科の事情により、学長が変更することができる。

(学期の分割)

第13条の2 前条に規定する前学期及び後学期の期間は、各研究科の事情により、当該各期間を前半期と後半期に分けることができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 (2) 土曜日
 (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 (4) 春季休業
 (5) 夏季休業
 (6) 冬季休業

- 2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。

- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 標準修業年限及び在学期間 (標準修業年限)

第15条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

- 3 医学博士課程の標準修業年限は、4年とする。

- 4 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
 (在学期間)

第16条 修士課程及び教職大学院の課程の学生は4年、医学博士課程の学生は8年、博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の学生は標準修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第24条又は第25条の規定により入学した学生は、第27条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第18条 修士課程及び専門職学位課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したときされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

(10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものであるもの

(11) 外国において、大学院に3年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者

(12) 外国において、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者

(13) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したときされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者

第19条 医学博士課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したときされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者

(5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与され、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者

(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)

(7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学の課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものであるもの

(9) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(10) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(11) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(12) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

(13) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したときされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

第19条の2 総合理工学研究科医工学系専攻保健学分野の入学資格者は、看護師、助産師、保健師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士等の免許を有し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号。以下同じ。)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)

- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力がある者として認められた者で、24歳に達したものである。
- 第20条 総合医理工学研究科の総合理工学専攻、生命理工学専攻生命工学分野3年制コース及び生命医工学専攻生命医工学分野3年制コースの入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
 - (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものである。
- (入学の出願)
- 第21条 本大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて提出しなければならない。
- (入学者の決定)
- 第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。
- (入学手続及びび入学許可)
- 第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。
- 第23条の2 本大学院の修士課程又は教職大学院の課程を修了し、引き続き博士課程に進学を志願する者については、選考の上、進学を許可する。
- (編入学及びび再入学)
- 第24条 大学院を修了した者又は退学した者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。
- 第25条 他の大学院に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者及び国際連合大学の課程に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。
- (研究科間の転科等)
- 第26条 修士課程又は教職大学院の課程の学生で、他の研究科の修士課程又は教職大学院の課程に転科を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に転科を許可することができる。
- 2 転専攻を志願する者がある場合は、選考の上、これを許可することができる。
- (編入学、再入学、転入学等の場合の取扱い)
- 第27条 前3条の規定により、入学又は転科等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。
- 第8章 教育課程
(教育課程の編成方針)
- 第27条の2 本大学院は、本大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- (博士課程学位プログラム)
- 第27条の3 本大学院は、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、修士課程と博士課程を一貫して教育するプログラム(以下「博士課程学位プログラム」という。)として、次の各号に掲げるプログラムを編成する。
- (1) ファイバールネットサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラム
 - (2) サステイナブルソサイエティグローバル人材養成プログラム
- 2 博士課程学位プログラムに關し必要な事項は、別に定める。
- (教育方法)
- 第28条 本大学院の各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。
- 2 教育学研究科高度教職実践専攻の教育は、授業科目の授業によって行う。
- (授業科目、単位数及び履修方法)
- 第29条 授業科目、その単位数及び履修方法については、各研究科において定める。
- 第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。
- 3 研究科は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行う場合についても、同様とする。
- 4 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- (単位の計算方法)
- 第31条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 2 一の授業科目については、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じて、前項各号に規定する基準により、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与え、それが適切と認められるときは、各研究科において単位数を定めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与え、それが適切と認められるときは、各研究科において単位数を定めることができる。
- 4 他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、各研究科において定める。
- 4 他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、各研究科において定める。
- (入学前の既修得単位の取扱い)
- 第37条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。)において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、各研究科において定める。
- 第37条の2から第37条の6まで 削除
- (長期にわたる教育課程の履修)
- 第38条 本大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第16条に定める在学期間を超えることはできない。
- (教育課程の計画的特別履修)
- 第38条の2 各研究科(修士課程を置く研究科に限る。)は、本大学院と外国の大学院等との間において締結した交流協定(研究科間交流協定及びこれに準ずるものを含む。以下「交流協定」という。)に基づき留学により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する学生(標準修業年限の最終年次の学生及び前条による長期にわたる教育課程の履修を認められている学生を除く。)が希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、3年を超えることはできない。
- (教育方法の特例)
- 第39条 教育上特別の必要があると認められる場合には、当該研究科において定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 第9章 修了要件、学位授与等
- (修士課程の修了要件)
- 第40条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上(第15条第2項にあっては1年以上)在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げた者と認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 第41条 医学博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げた者と認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 第42条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、次の各号に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げた者と認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- (1) 総合医理工学研究科医系専攻保健学分野 18単位
- (2) 総合医理工学研究科総合理工学専攻、生命理工学専攻生命理工学学分野3年制コース及び生命理工学専攻生命理工学学分野3年制コース 16単位

- 3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与え、それが適切と認められるときは、各研究科において単位数を定めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与え、それが適切と認められるときは、各研究科において単位数を定めることができる。
- (単位の授与)
- 第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、前条第3項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与え、それが適切と認められるときは、各研究科において単位数を定めることができる。
- (成績評価基準等の明示等)
- 第32条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
- (成績の評価)
- 第33条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。
- (他の研究科の授業科目の履修等)
- 第34条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科の授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けることを認めることができる。
- 2 前項に定める他の研究科における授業科目の履修等に関し必要な事項は、各研究科において定める。
- (他の大学院等における授業科目の履修)
- 第35条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。
- 2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、第48条第1項に規定する休学により学生が外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)において履修した授業科目について修得した単位について準用する。
- 4 第2項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、学生が外国の大学院等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合の授業科目について修得した単位について準用する。
- 5 前3項及び第52条第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。
- 6 第1項の規定により他の大学院において授業科目を履修した期間は、本大学院の在学期間に算入する。
- 7 他の大学院及び外国の大学院等における授業科目の履修に関し必要な事項は、各研究科において定める。
- 第35条の2及び第36条の3 削除
- (他大学院等における研究指導)
- 第36条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)との協議に基づき、学生が他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。この場合において、国立及び公立以外の研究所等において必要な研究指導を受けることを認めるときは、教育研究評議会の議を経るものとする。
- 2 前項の規定により他大学院等における研究指導を修士課程の学生について認めるときには、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第47条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において、教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2に掲げるとおりとする。

第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍
(休学)

第48条 疾病その他の理由により引き続き3月以上修学することができない者は、医師の診断書又は理由書を添えて学長に願ひ出て、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、引き続き1年を超えてはならない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することができる。

3 休学期間は通算して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては2年、医学博士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては3年を超えてはならない。

(休学期間の取扱い)

第49条 前条に定める休学期間は、第16条の在学期間に算入しない。

(復学)

第50条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

3 疾病により休学した者が復学を願ひ出るときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第51条 他の大学院へ転学しようとするときは、所定の手続により願ひ出て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第52条 研究科において教育上有益と認めるときは、外国の大学院等との協議に基づき、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることができる。

2 第35条第2項及び第5項並びに第36条の規定は、前項の規定により外国の大学院等へ留学する場合に準用する。

3 留学に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(退学)

第53条 退学しようとする者は、理由を付して所定の手続により願ひ出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第54条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付期限を超過し、督促してもなお納付しない者

(2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(3) 第16条に定める在学期間を超えて、なお所定の課程を修了できない者

(4) 第48条第3項に定める休学期間を超えて、なお就学できない者

(5) 入学科の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が許可されなかつた者又はその一部の免除を許可された者で、その納付すべき入学科を所定の期日までに納付しないもの

(6) 入学科の徴収猶予を許可された者で、その納付すべき入学科を所定の期日までに納付しないもの

第11章 賞罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があつた者は、研究科長の推薦により、学長が表彰することができる。

(懲戒)

2 前項の規定にかかわらず、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び第40条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間に関しは、当該課程に修了した者を含む。)で、当該研究科が優れた研究業績を上げた者(当該課程に1年(標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者)にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、第40条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間(2年を限度とする。))を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第20条第2号から第6号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、当該研究科が優れた研究業績を上げた者(当該課程に1年(標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者)にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、第40条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間(2年を限度とする。))を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件等)

第42条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

第42条の3 削除

(学位論文の提出及び審査並びに最終試験)

第43条 各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。以下この条において同じ。)の研究科委員会は、学位論文の審査、最終試験等を行うため、当該研究科委員会を選出する2人以上の教授(当該研究科委員会において必要と認めるときは、准教授をもって代えることができる。)及び研究指導を担当した教授、准教授、講師又は助教をもって組織する審査委員会を設ける。

2 研究科において必要と認めるときは、前項に定める審査委員会に研究指導を分担した講師又は助教を加えることができる。

3 最終試験は、研究科所定の単位を修得した者で、学位論文の審査を経た者について、学位論文を中心として、これに関連する授業科目について行うものとする。

4 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会において審査し、決定する。

(課程修了の認定)

第44条 前条の審査を経て、学長が課程修了の認定を行う。

第44条の2 教育学研究科高度教職実践専攻にあっては、第42条の2の要件を満たした者について、学長が課程修了の認定を行う。

第44条の3 削除

(学位の授与)

第45条 本大学院の課程を修了した者に対し、その研究科の課程に応じ修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院に博士論文の審査を申請し、その審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することがある。

(学位規程)

第46条 学位に関し必要な事項は、信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号)の定めるところによる。

(教育職員免許状授与の所要資格)

第56条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科長の申請により教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒を行う。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 学生の懲戒に係る手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 科目等履修生

(科目等履修生)

第57条 本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第58条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて検定料を納付しなければならぬ。

第59条 科目等履修生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第60条 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第61条 科目等履修生が履修した授業科目については、試験の上、単位を与える。

第62条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することができる。

第63条 本章に定めるもののほか、科目等履修生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第13章 研究生

(研究生)

第64条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合限り、研究生として入学を許可することができる。

2 在学期間は、2年以内とし、さらに研究を続けようとする場合には、延期を願い出て許可を受けなければならない。

第65条 研究生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第66条 研究生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第67条 研究生は、所定の授業料を別に定めるところにより納めなければならない。

第68条 本章に定めるもののほか、研究生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第14章 聴講生

(聴講生)

第69条 本大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第70条 聴講生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第71条 聴講生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第72条 聴講生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第73条 聴講生が聴講した授業科目については、別に定めるところにより、聴講証明書を交付することができる。

第74条 本章に定めるもののほか、聴講生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第15章 特別聴講生及び特別研究生

(特別聴講生)

第75条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

(特別研究生)

第76条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別研究生として入学を許可することができる。

(特別聴講生及び特別研究生の入学の時期)

第77条 特別聴講生及び特別研究生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学生が外国の大学院及び国際連合大学に在学中の学生で、特別の事情がある場合の受入れ時期は、各研究科においてその都度定めることができる。

(特別聴講生及び特別研究生の検定料及び入学料)

第78条 特別聴講生及び特別研究生の検定料及び入学料は、徴収しない。

(特別聴講生及び特別研究生の授業料)

第79条 特別聴講生の授業料の額は、聴講生の額と同額とし、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額を入学と同時に納めなければならない。

2 特別研究生の授業料の額は、研究生の額と同額とし、別に定めるところにより納めなければならない。

第80条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者を特別聴講生として受入れる場合の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学(国立大学法(平成15年法律第112号)に基づき設置される大学をいう。以下同じ。)の大学院の学生

(2) 大学間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

(3) 研究科間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学院の学生

第81条 第79条第2項の規定にかかわらず、次の一に該当する者を特別研究生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学の大学院の学生

(2) 大学間特別研究生交流協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

(3) 研究科間特別研究生交流協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学院の学生

(特別聴講生及び特別研究生への規定の準用)

第82条 本章に定めるもののほか、特別聴講生及び特別研究生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

(特別聴講生及び特別研究生に関する細目)

第83条 特別聴講生及び特別研究生に関し必要な事項は、各研究科において定める。

第16章 外国人留学生

(外国人留学生)

第84条 外国上で、我が国において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第85条 前除

(協定留学生の授業料等の不徴収)

第86条 交流協定(授業料等の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき外国人留学生に係る授業料、入学料及び検定料は、徴収しない。

(外国人留学生への規定の適用)

第87条 本章に定めるもののほか、外国人留学生については、本大学院の学生の規定を適用する。

第17章 授業料、入学料、検定料及び寄宿料

- (授業料等)
- 第88条 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、別に定める。
(退学等の場合の授業料)
- 第89条 退学若しくは転学する者又は退学を命ぜられた者は、その期の授業料を納付しなければならぬ。
2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならぬ。
3 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。
(入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)
- 第90条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情がある
と認められる場合は、入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがあ
る。
2 前項に定めるもののほか、学業及び人物共に特に優秀と認められる場合は、授業料の全部若しくは一部を免除す
ることがある。
3 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。
(既納の授業料等)
- 第91条 納付した授業料、入学料、検定料及び寄宿料は、返還しない。
2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出により、当該各号に定める額を
返還する。
(1) 入学を許可されたとき納付した授業料であつて、3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料
相当額
(2) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学
した場合における後期分授業料相当額
(3) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前条第2項の規定に基づき後期分授業料の
全部を免除された場合における当該免除された後期分授業料相当額
(科目等履修生、研究生等の授業料等)
- 第92条 科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める額とする。
第18章 特別の課程
(特別の課程)
- 第92条の2 本大学院は、本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程(以下「特別の課程」という。)を編成
し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。
2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。
第83条 削除
- 第19章 補則
(規程等への委任)
- 第94条 この学則に定めるもののほか、本大学院の組織、管理及び運営の細目その他本大学院に関し必要な事項
は、別に定める。

附 則 (略)

〇信州大学学位規程

(平成16年4月1日信州大学規程第19号)

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号、以下「省令」という。)第13条並びに信州大学学位規程(平成16年信州大学学位規則第1号、以下「学位規則」という。)第55条及び信州大学大学院学位規程(平成16年信州大学大学院学位規則第1号、以下「大学院学位規則」という。)第46条の規定に基づき、信州大学(以下「本学」という。)において授与する学位に關し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類等)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

2 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を別表のとおり付記するものとする。

3 専攻分野の名称に追加、変更等を行う必要がある場合は、学長に協議するものとする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、学位規則により、本学を卒業した者に対し行うものとする。

第4条 修士の学位の授与は、大学院学位規則の規定により、本学大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

第5条 博士の学位の授与は、大学院学位規則の規定により、本学大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、本学に博士の学位の授与に係る論文(以下「博士論文」という。)を提出して、その審査に合格し、かつ、学力試験により本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認められた者に対し、博士の学位の授与を行うことができる。

第5条の2 専門職学位の授与は、大学院学位規則の規定により、本学大学院の教育学研究科専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。

(課程による者の学位論文)

第6条 第4条及び第5条第1項の規定により学位論文(大学院学位規則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)の審査を申請する者は、申請書に学位論文及び参考論文のあるときは当該参考論文を添え、所屬する課程の研究科長を経て学長に提出するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第7条 第5条第2項の規定により学位を申請する者は、申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び所定の論文審査手数料を添えて当該研究科長を経て、学長に提出するものとする。

2 申請の受理は、当該研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 本学大学院の博士課程において、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士論文を提出した場合は、論文審査手数料を免除する。

(学位論文)

第8条 学位論文は、自著1編(3通)とする。

第9条 受理した学位論文等の申請書類及び論文審査手数料は、いかなる事由があっても返還しない。

第10条 学長は、申請を受理したときは、その学位の種類に於て当該研究科委員会に学位論文の審査を付託する。

(学位論文の審査及び試験)

第11条 研究科委員会は、前条により学位論文の審査を付託されたときは、大学院学位規則第43条第1項に規定する審査委員会において、学位論文の審査、最終試験又は学力試験を行う。

2 前項の学位論文の審査に当たっては、研究科委員会が必要と認めた場合、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第12条 学位論文審査に關し必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該学位論文の副本、訳本、模写又は標本その他の提出を求めることができる。

第13条 修士の学位の授与に係る論文(大学院学位規則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下「修士論文」という。)の審査は、当該修士論文提出後3月以内に終了するものとする。

2 博士論文の審査は、当該博士論文提出後1年以内に終了するものとする。

第14条 第11条第1項の最終試験は、学位論文に關係ある科目について口頭又は筆答により行うものとする。

2 第5条第2項による者は、学位論文の審査のほか、外国語及びその専攻科目について本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるための試験を行うものとする。

3 前項の試験は、口頭又は筆答により行い、外国語については、原則として医学系研究科は2外国語を、総合工学系研究科は1外国語を課するものとする。

4 本学大学院の博士課程において、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、当該研究科が定める退学後所定の年限以内に第5条第2項の規定による学位を申請するときは、第2項の試験を免除することができる。

(課程の修了及び学位論文の審査の議決)

第15条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて第4条及び第5条第1項によるものについては、課程の修了の可否、第5条第2項によるものについては、その論文の審査及び学力試験の可否について議決をする。

2 教育学研究科委員会は、第5条の2によるものについて、教育学研究科専門職学位課程の修了の可否について議決する。

3 前2項の議決は、研究科委員会の3分の2以上出席した研究科委員会において、出席委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めるときは、研究科委員の総数から休職中の委員を除くなど、別段の定めをすることができ。

(学長への報告)

第16条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、速やかに文書により学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第17条 学長は、第3条によるものについては、学位記を授与するものとする。

2 学長は、前条の報告に基づいて第4条、第5条第1項及び第5条の2によるものについては、課程の修了、第5条第2項によるものについては、学位授与を決定し、学位記を授与するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文の内容の要旨及び博士論文審査の結果の要旨を信州大学機関リポジトリに登録し、公表するものとする。

(博士論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内、その博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士論文を審査した研究科の長の承認を受け、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその博士論文の全文を求めに於て閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により、博士論文を公表する場合は、当該博士論文に「信州大学審査学位論文」又は「Doctoral Dissertation (Shinshu University)」と明記しなければならない。

		学士 (保健学)
	物質化学科	
工学部	電子情報システム工学科	
	水環境・土木工学科	学士 (工学)
	機械システム工学科	
	建築学科	
農学部	農学生命科学科	学士 (農学)
	先進繊維・感性工学科	
繊維学部	機械・ロボット学科	学士 (工学)
	化学・材料科学科	
	応用生物科学科	学士 (農学)

修士の学位		
研究科名	専攻名等	学位の種類及び専攻分野の名称
人文科学研究科	地域文化専攻	修士課程
	言語文化専攻	修士課程
教育学研究科	学校教育専攻	修士課程
	経済・社会政策科学専攻	修士課程
経済・社会政策科学研究科	イノベーション・マネジメント専攻	修士課程
	理学専攻	修士課程
総合理工学研究科	工学専攻	修士課程
	繊維学専攻	修士課程
農学専攻	農学専攻	修士課程
	生命医工学専攻	修士課程
医学系研究科	医学専攻	修士課程
	保健学専攻	修士課程

博士の学位(第5条第1項によるもの)		
研究科名	専攻名等	学位の種類及び専攻分野の名称
総合医理工学研究科	医学系専攻	博士 (医学)
	総合理工学専攻	博士 (保健学)
総合医理工学研究科	総合理工学専攻	博士 (学術)
	総合理工学専攻	博士 (理学)
生命医工学専攻	生命医工学専攻	博士 (工学)
	生命医工学専攻	博士 (農学)
生命医工学専攻	生命医工学専攻	博士 (医学)
	生命医工学専攻	博士 (医工学)

博士の学位(第5条第2項によるもの)		
研究科名	学位の種類及び専攻分野の名称	
総合医理工学研究科	博士 (医学)	
	博士 (保健学)	
	博士 (学術)	
	博士 (理学)	
	博士 (工学)	
博士 (農学)		
博士 (医工学)		

4 前項までに規定する博士論文の公表については、当該博士論文を信州大学機関リポジトリに登録して行うものとする。

(学位の名称の使用)
第20条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位記の様式)
第21条 学位記の様式は、別記様式1, 2, 3, 4, 5及び6のとおりとする。

(学位授与の取消し)
第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名譽を汚辱する行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が証明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消すことがある。

2 前項の議決については、第15条の議決の場合と同様に行うものとする。

(学位授与の報告)
第23条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

附 則
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (略)

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
2 平成30年3月31日に医学系研究科(博士課程及び博士後期課程)及び総合工学系研究科に在学している者にかかるとする。この規程は、平成30年4月1日から施行する。

3 平成31年3月31日までの間における第5条第2項により授与する博士の学位(博士(医工学)を除く。)の取扱い又は医学系研究科(博士課程及び博士後期課程)若しくは総合工学系研究科において所定の単位を修得して退学し、かつ退学後1年以内に博士論文を提出した者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第5条第2項により授与する博士の学位のうち、博士(医工学)については、総合医理工学研究科において同条第1項による博士(医工学)の学位が授与された後において取り扱うものとする。

別表(第2条関係)
学士の学位

学部	学科・課程	学位の種類及び専攻分野の名称
人文学部	人文学科	学士 (文学)
教育学部	学校教育教員養成課程	学士 (教育学)
経法学部	応用経済学科	学士 (経済学)
	総合法律学科	学士 (法学)
理学部	数学科	学士 (理学)
	理学科	学士 (医学)
医学部	医学科	学士 (医学)
	保健学科	学士 (看護学)

専門職の学位

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
教育学研究科	高度教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士(専門職)

別記様式1 (学士の場合)

○第 号 卒業証書・学位記氏名 年 月 日 名 日生

本学〇〇学部(〇〇学科)所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日 信州大学〇〇学部長 氏 名 印

大学印 信州大学 長 氏 名 印

別記様式2 (大学院の修士課程を修了した場合)

第 号 学位記氏名 年 月 日 名 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程を修了したので修士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日 信州大学 印

別記様式3 (大学院の博士課程を修了した場合)

第 号 学位記氏名 年 月 日 名 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日 信州大学 印

別記様式4 (論文提出による場合)

第 号 学位記氏名 年 月 日 名 日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び最終試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日 信州大学 印

別記様式5 (大学院の専門職学位課程を修了した場合)

第 号 学位記氏名 年 月 日 名 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の専門職学位課程を修了したので〇〇(専門職)の学位を授与する

年 月 日 信州大学 印

別記様式6 (大学院の博士課程 (大学院学則第27条の3第1項に定める博士課程学位プログラム) を修了した場合)

第 号 学位記氏名 年 月 日 名 日生

△△△△△を修了し、本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日 信州大学 印

※△△△△△は、博士課程学位プログラムの名称

(平成30年2月22日信州大学規程第289号)

(趣旨)

第1条 この規程は、信州大学大学院学則(平成16年信州大学学則第2号。以下「大学院学則」といふ。)及び信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号)に定めるもののほか、信州大学大学院総合医理工学研究科(以下「研究科」といふ。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 研究科における人材養成に関する目的及び教育・研究上の目的は、それぞれの各号に掲げるとおりとする。

(1) 人材養成に関する目的

イ 人類の福祉や持続可能な社会の実現のために、医学・保健・福祉や科学・技術の発展に貢献できる高度専門職業人・研究者を養成する。

ロ 世界を先導する研究に取り組む人材を養成する。

ハ 専門分野の枠を越えた学際分野の課題に対しても積極的に挑戦する人材を養成する。

(2) 教育・研究上の目的

医学、保健学、理学、工学、農学及び生命科学工学の各専門分野の深い知識・技能と、社会の変化への柔軟な対応力を兼ね備え、社会に寄与する有為な高度専門職業人・研究者を養成するため以下の能力を共通の必須能力として修得させる。

イ 専門分野以外の課題を見渡すとともに自身の研究課題の社会的意義を再認識する俯瞰力

ロ 高度専門職業人・研究者として科学・技術を発展させるための健全な倫理観

2 医学系専攻における人材養成に関する目的及び教育・研究上の目的は、それぞれの各号に掲げるとおりとする。

(1) 人材養成に関する目的

イ 豊かな人間性と広い学問的視野を持ち、グローバルに活躍できる高度専門医療職者を養成する。

ロ 医療において指導的役割を担うことのできる高度専門医療職者を養成する。

ハ 先端的で特色ある研究を推進し、新たな医療技術の開発や医療水準の向上を目指すことのできる医学・保健学研究者を養成する。

(2) 教育・研究上の目的

医学、保健学の各専門分野の深い知識・技能と、社会の変化への柔軟な対応力を兼ね備え、社会に寄与する有為な高度専門医療職者・研究者を養成するため、研究科で共通的に修得する俯瞰力及び健全な倫理観に加え、以下の能力を共通の必須能力として修得させる。

イ 医学又は保健学の研究に対する世界標準の専門分野における深い知識・卓越した技能

ロ 医学・保健学研究において基礎・応用・臨床の枠を越え課題の本質を見抜き、解決方法を見出す洞察力

ハ 医学・保健学研究の専門分野近傍の課題に対して新たな知見・技術を生み出す応用力

3 総合理工学専攻における人材養成に関する目的及び教育・研究上の目的は、それぞれの各号に掲げるとおりとする。

(1) 人材養成に関する目的

イ 人類社会の持続的発展に寄与する科学・技術を支える高度で知的な素養のある高度専門技術者及び研究者を養成する。

ロ 最先端の研究に取り組み、産業界を牽引できる高度専門技術者及び研究者を養成する。

ハ 専門分野のみならず、近傍分野まで見通して総合的に課題解決を図れる人材を養成する。

(2) 教育・研究上の目的

理学、工学、農学の各専門分野の深い知識・技能と、社会の変化への柔軟な対応力を兼ね備え、社会に寄与する有為な高度専門技術者・研究者を養成するため、研究科で共通的に修得する俯瞰力及び健全な倫理観に加え、以下の能力を共通の必須能力として修得させる。

イ 理工学系の専門分野における深い知識・卓越した技能

ロ 理工学系分野における課題の本質を見抜き解決方法を見出す洞察力

ハ 理工学系の専門分野近傍の課題に対して新たな知見・技術を生み出す応用力

4 生命理工学専攻における人材養成に関する目的及び教育・研究上の目的は、それぞれの各号に掲げるとおりとする。

(1) 人材養成に関する目的

イ 理工学系と医学系相互のバックグラウンドの違いを乗り越え、生命科学・医学的センスを身に付けた理工学系研究者・高度専門技術者及び理工学的センスを身に付けた医学系研究者・高度専門医療職者を養成する。

ロ 異分野融合の医工連携研究により身に付けた知識・技能を基盤として、多様な分野で多角的に活躍する高度専門職業人を養成する。

ハ 医工連携研究の推進により、再生医療・創薬・食品・予防医学などの領域において日本が世界をリードし続けていくことに貢献できる人材を養成する。

(2) 教育・研究上の目的

生命工学の専門分野の深い知識・技能と、社会の変化への柔軟な対応力を兼ね備え、社会に寄与する有為な高度専門医療職者や高度専門技術者をはじめとする高度専門職業人・研究者を養成するため、研究科で共通的に修得する俯瞰力及び健全な倫理観に加え、以下の能力を共通の必須能力として修得させる。

イ 医学と理工学の融合領域の専門分野における深い知識・卓越した技能

ロ 医学と理工学の融合領域における課題の本質を見抜き、解決方法を見出す洞察力

ハ 医学系や理工学系の専門分野近傍の課題に対して、新たな知見・技術を生み出す応用力(課程、専攻、分野及びコース)

第2条 研究科の課程は博士課程とし、専攻、分野及びコースは、大学院学則第5条の2に定めるとおりとする。

(博士課程学位プログラム)

第3条 研究科の総合理工学専攻及び生命科学専攻に、大学院学則第27条の3第1項に定めるフアイバーネットサナンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラム及びサステイナブルソサイエティグローバル人材養成プログラムを実施するために必要な履修コースを置く。

2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長、副研究科長、専攻長及び分野長)

第4条 研究科に、研究科長を置き、理学系長、医学系長、工学系長、農学系長又は繊維学系長をもつて充てる。

2 研究科に、研究科長を補佐するため副研究科長を置き、理学系長、医学系長、工学系長、農学系長又は繊維学系長のうち、研究科長以外の学系長及び生命医工学専攻長をもつて充てる。

3 専攻には専攻長を、分野には分野長を置くことができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第5条 研究科に、大学院学則第11条第1項の定めるところにより、研究科長、副研究科長及び研究科において主たる授業又は指導を担当するものとして配置された専任教員で構成する信州大学大学院総合理工学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織)

第6条 研究科の教員組織は、研究科委員会の議を経て別に定める。

(授業科目及び単位数)

第7条 研究科の授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。

(単位の計算方法)

第8条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別研究については、これに必要な学修等の成果を考慮して、単位数を定める。

(履修方法等)

第9条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

2 研究科長は、学生ごとに大学院学則第8条第2項に定める研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)を決定するものとする。

3 学生は、授業科目を履修し、次の各号に定める単位数以上を修得するものとし、その履修方法は、別に定める。

(1) 医学系専攻医学分野、生命医工学専攻生命工学分野4年制コース、生命医工学専攻生命医工学分野4年制コース 3.2単位

(2) 医学系専攻保健学分野 18単位

(3) 総合理工学専攻、生命医工学専攻生命工学分野3年制コース、生命医工学専攻生命医工学分野3年制コース 16単位

4 学生は、指導教員が特に必要と認めるときは、理学部、医学部、工学部、農学部又は繊維学部の授業科目を履修することができる。ただし、その単位は、前項に規定する単位に算入しないものとする。

(他の研究科の授業科目の履修等)

第10条 学生が大学院学則第34条第1項の定めるところにより、信州大学大学院の他の研究科において授業科目の履修を希望し、又は特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願ひ出て、許可を受けるものとする。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、次の各号に定める単位数を超えない範囲で、研究科において修得したものとして取り扱う。

(1) 医学系専攻医学分野 10単位

(2) 医学系専攻保健学分野 4単位

(3) 総合理工学専攻 8単位

(4) 生命医工学専攻生命工学分野3年制コース、生命医工学専攻生命医工学分野3年制コース 6単位

(5) 生命医工学専攻生命工学分野4年制コース、生命医工学専攻生命医工学分野4年制コース 10単位

(他の大学院及び外国の大学院等の授業科目の履修)

第11条 学生が大学院学則第35条第1項の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修を希望するときは、指導教員を経て研究科長に願ひ出て、許可を受けるものとする。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位及び学生が大学院学則第35条第3項の規定に基づき、休学により外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。))において履修した授業科目について修得した単位並びに同条第4項の規定に基づき、学生が外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、学生が外国の大学院等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合の授業科目について修得した単位については、前条第2項を準用する。

3 前条第2項、前項及び第18条第1項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて前条第2項に定める単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第12条 学生が大学院学則第36条第1項の規定に基づき、他の大学院又は研究所等において特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願ひ出て、許可を受けられるものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第13条 大学院学則第37条の規定により修得したものとみなす単位については、研究科委員会の定めるところにより、研究科の単位として認定する。

別表(第7条関係)

科目区分	授業科目	単位
研究科共通科目	先端領域融合研究群最先端研究特講	2
	特別招へい教授グローバル研究特講	2
	知財管理特講	2
医学系専攻		
科目区分	授業科目	単位
専攻共通科目	生命倫理・研究倫理特論	2
	医学統計・疫学特論	2
医学分野	生涯保健学研究法特論	2
	医科学研究遂行特論	2
	形態学研究方法特論	2
	免疫学研究方法特論	2
	生化学・分子生物学研究方法特論	2
	人類遺伝学研究方法特論	2
	器官・組織・細胞機能研究方法特論	2
	神経科学研究方法特論	2
	腫瘍学研究方法特論	2
	病理解剖・組織学特論	2
	免疫病理学特論	2
	病理組織学特別研究	10
	病理組織学論文演習	2
	移植感染症学特論	4
	移植病態学特論	2
	感染防御学特別研究	10
感染防御学論文演習	2	
循環細胞生命科学特論	3	
循環分子生命科学特論	3	
生理学特別研究	10	
生理学論文演習	2	
実験薬理学特論	2	
分子薬理学特別研究	10	
細菌学特論	3	
ウイルス学特論	3	
免疫・微生物学特別研究	10	
免疫・微生物学論文演習	2	
分子生体防御学特論	4	
移植免疫学特論	2	
免疫制御学特別研究	10	
免疫制御学論文演習	2	

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、編入学等の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについて、10単位までとする。

3 第1項の規定により単位を受けようとする者は、所定の様式により、研究科長に願い出なければならぬ。

(長期にわたる教育課程の履修)

第14条 大学院学則第38条に規定する学生が職業を有している等の事情による長期にわたる教育課程の履修に関する事項については、研究科委員会において定める。

(学位論文の提出等)

第15条 学位論文の提出等に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第16条 研究科を修了した者には、博士の学位を授与する。

2 博士に付記する専攻分野の名称は、信州大学学位規程第2条第2項に定めるとおりとする。

(入学者の選抜)

第17条 入学志願者に対しては、学力試験を行い、これに出身大学長等の提出する成績証明書等の成績等を総合し、選考の上、入学の許可を学長に申請する。

2 前項の実施方法等については、別に定める。

(留学)

第18条 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき、外国の大学院等へ留学する場合の取扱いについては、第10条第2項、第11条第3項及び第12条の規定を準用する。

2 前項に規定する留学期間は、在学期間に算入することができる。

(教育方法の特例)

第19条 研究科において必要と認めるときは、授業及び研究指導を夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

2 前項に規定するもののほか、教育方法の特例に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第20条 大学院学則第57条に定める科目等履修生の取扱いに関しては、別に定める。

(研究生)

第21条 大学院学則第64条に定める研究生の取扱いに関しては、別に定める。

(特別聴講学生)

第22条 大学院学則第75条に定める特別聴講学生の取扱いに関しては、別に定める。

(特別研究生)

第23条 大学院学則第76条に定める特別研究生の取扱いに関しては、別に定める。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

			呼吸器・感染症・アレルギー内科学特別研究	2
			呼吸器・感染症・アレルギー内科学特別研究	2
			呼吸器・感染症・アレルギー内科学特別研究	10
			呼吸器・感染症・アレルギー内科学特別研究	2
			消化器・腎臓・血液内科学特別研究	2
			消化器・腎臓・血液内科学特別研究	2
			消化器・腎臓・血液内科学特別研究	2
			消化器・腎臓・血液内科学特別研究	10
			消化器・腎臓・血液内科学特別研究	2
			消化器・腎臓・血液内科学特別研究	2
			神経・リウマチ膠原病内科学特別研究	10
			神経・リウマチ膠原病内科学特別研究	2
			神経・リウマチ膠原病内科学特別研究	2
			加齢代謝内分泌学特別研究	2
			代謝内分泌学特別研究	2
			代謝内分泌学特別研究	2
			加齢代謝内分泌学特別研究	10
			加齢代謝内分泌学特別研究	2
			臓器・細胞再生工学特別研究	4
			臓器微小循環学特別研究	2
			循環器内科学特別研究	10
			循環器内科学特別研究	2
			皮膚免疫アレルギー学特別研究	3
			産科学特別研究	2
			内分泌学特別研究	2
			産科婦人科特別研究	10
			産科婦人科特別研究	2
			泌尿器科学特別研究	2
			麻酔科学特別研究	2
			麻酔科学特別研究	2
			麻酔科学特別研究	10
			麻酔科学特別研究	2
			臨床血液学特別研究	2
			遺伝子診断学特別研究	2
			病態解析診断学特別研究	10
			病態解析診断学特別研究	2
			救急医学特別研究	2
			集中治療医学特別研究	2
			救急集中治療医学特別研究	10
			救急集中治療医学特別研究	2
			分子病理学特別研究	2
			糖鎖生物学特別研究	2
			分子病理学特別研究	10
			分子病理学特別研究	2

			循環病態学特別研究	3
			循環病態学特別研究	10
			循環病態学特別研究	2
			脂質生化学特別研究	2
			消化器病態学特別研究	2
			代謝性疾患医学特別研究	2
			代謝制御学特別研究	10
			代謝制御学特別研究	2
			微生物感染学特別研究	4
			感染病態学特別研究	2
			感染病態学特別研究	10
			感染病態学特別研究	2
			腫瘍病理学特別研究	2
			皮膚腫瘍学特別研究	3
			皮膚科学特別研究	10
			皮膚科学特別研究	2
			放射線診断学特別研究	2
			放射線治療学特別研究	2
			放射線基礎医学特別研究	2
			画像医学特別研究	10
			画像医学特別研究	2
			消化器外科腫瘍学特別研究	2
			消化器移植・再生医学特別研究	4
			婦人科学特別研究	2
			泌尿器科腫瘍学特別研究	2
			泌尿器科手術学特別研究	2
			診断病理学特別研究	2
			臨床腫瘍学特別研究	2
			放射線腫瘍学特別研究	2
			緩和医療学特別研究	2
			臨床腫瘍学特別研究	10
			臨床腫瘍学特別研究	2
			腫瘍病理学特別研究	2
			がんゲノム医療	1
			小児・AYA・希少がん	1
			ライフステージに応じたがん医療	1
			再生医学特別研究	2
			発生学特別研究	2
			細胞生物学特別研究	2
			組織発生学特別研究	10
			組織発生学特別研究	2
			消化器外科科学特別研究	10

		消化器外科学論文演習	2
		泌尿器科学特別研究	10
		泌尿器科学論文演習	2
		形成再建外科学特論	4
		熱傷学特論	2
		眼病理学特論	2
		発生工学特論	3
	脳・感覚機能学ユニット	神経解剖学特論	3
		神経発生・再生学特論	3
		人体構造学特別研究	10
		人体構造学論文演習	2
		一般生理学特論	2
		神経生理学特論	2
		病態生理学特論	2
		分子細胞生理学特別研究	10
		分子細胞生理学論文演習	2
		神経内科診断学特論	2
		神経内科治療学特論	2
		形成再建外科学特別研究	10
		形成再建外科学論文演習	2
		麻酔・神経科学特論	2
		精神医学特論	2
		精神医学診断学特論	2
		精神科治療学特論	2
		精神医学特別研究	10
		精神医学論文演習	2
		眼生化学特論	2
	眼科学特別研究	10	
	眼科学論文演習	2	
	分子遺伝学特論	2	
	神経耳科学特論	2	
	聴覚医学特論	2	
	耳鼻咽喉科学特別研究	10	
	耳鼻咽喉科学論文演習	2	
	神経可塑性学特論	2	
	シナプス学特論	2	
	シナプス病学特論	2	
	神経可塑性学特別研究	10	
	神経可塑性学論文演習	2	
	臨床薬理学特論	2	
	分子薬物動態学特論	2	
	分子薬理学特別研究	10	

		分子薬理学論文演習	2
		内科学特論	2
		眼科診断治療学	2
		予防医学特論	2
		遺伝医学特論	4
		遺伝医学・予防医学特別研究	10
		遺伝医学論文演習	2
		衛生学特論	2
		疫学特論	2
		公衆衛生学特論	2
		衛生学公衆衛生学特別研究	10
		衛生学公衆衛生学論文演習	2
		地域医療情報学特論	2
		医学情報教育学特論	2
		医学教育学特論	2
		医学教育学特別研究	10
		医学教育学論文演習	2
		臨床法医学特論	2
		死因究明診断学特論	2
		法医学遺伝子学特論	2
		法医学特別研究	10
		法医学論文演習	2
		災害医学特論	2
		スポーツ医科学特論	3
		運動生理学特論	3
		スポーツ医科学特別研究	10
		スポーツ医科学論文演習	2
		健康心理学特論	2
		健康運動学特論	2
		予防老年学特論	2
		発達精神病理学特論	2
		健康促進学特別研究	10
		健康促進学論文演習	2
		保健・医療・福祉連携特論	2
	保健学分野 分野共通科目	母子保健学特論	2
		母子保健学演習	2
		母子保健学特別研究	6
		成人保健学特論	2
		成人保健学演習	2
		成人保健学特別研究	6
		老年保健学特論	2
		老年保健学演習	2
		母子保健学ユニット	
		成人保健学ユニット	
	老年保健学ユニット		

	老年保健学特別研究	6
	医療生命科学特論	2
医療生命科学ユニット	医療生命科学演習	2
	医療生命科学特別研究	6

総合理工学専攻			
専攻共通科目	科目区分	授業科目	単位
		特別課題演習 (研究会・学会演習)	2
		科学技術政策特論	2
		学外研修	2
ファイバー工学分野	専門科目	生体高分子利用工学特論	2
		生体高分子機能科学特論	2
		環境生体工学特論	2
		微生物機能工学特論	2
		植物機能工学特論	2
		ゲノム科学特論	2
		蚕糸・昆虫機能学特論	2
		動物機能工学特論	2
		絹形成解析特論	2
		繊維集合体加工学特論	2
		繊維構造創成学特論	2
		繊維創成学特論	2
		高分子材料学特論	2
		超分子機能工学特論	2
		機能高分子材料工学特論	2
		複合機能・ナノ材料工学特論	2
		機能分子工学特論	2
		エネルギー・デバイス材料工学特論	2
		製品感性評価・設計特論	2
		感性システム計測特論	2
		繊維情報処理特論	2
		アパレル設計特論	2
		感性メカトロニクス特論	2
		感性スマートテキスタイル特論	2
		ヒト・衣環境特論	2
		特別演習 (論文演習)	2
エネルギー・システム工学分野	専門科目	エネルギー材料・デバイス工学ユニット	2
		集積回路設計特論	2
		ナノ材料デバイス工学特論	2
		磁気工学特論	2
		磁気及び磁性材料工学特論	2
		単結晶成長工学特論	2
		化合物半導体工学特論	2

物質創成科学分野	専門科目	授業科目	単位
		プラズマ分光学特論	2
		情報科学基礎特論	2
		非線形情報通信論特論	2
		デジタル情報伝送特論	2
		教理情報学応用特論	2
		インタラクティブデザイン工学特論	2
		並列計算システム特論	2
		ソフトウェア解析学特論	2
		多元情報計測学特論	2
		移動通信システム特論	2
		ネットワークセキュリティ工学特論	2
		画像認識処理特論	2
		光センシング工学特論	2
		学習情報システム特論	2
		塑性加工材料強度学特論	2
		材料加工プロセス工学特論	2
		先端計測制御特論	2
		最適化特論	2
		精密加工学特論	2
		機械デバイス設計学特論	2
		応用流体力学特論	2
		複雑流動計算法特論	2
		相変化伝熱特論	2
		先端ロボティクス特論	2
		先端計算材料科学特論	2
		計算流体工学特論	2
		先端表面加工特論	2
		特別演習 (論文演習)	2
		精密合成化学特論	2
		応用電気化学特論	2
		先端無機材料工学特論	2
		結晶表面工学特論	2
		単結晶材料工学特論	2
		応用分子設計学特論	2
		応用触媒設計工学特論	2
		高機能物質設計学特論	2
		光機能分子工学特論	2
		凝縮系物質科学特論	2
		特殊環境機能磁性体特論	2
		時空間光制御構造特論	2
		宇宙量子構造論特論	2
		高エネルギー宇宙論特論	2

山岳環境科学分野	専門科目	放射線環境科学特論	2		
		銀河形成進化論特論	2		
		極限材料工学ユニット	反応プロセスシステム工学特論	2	
			光材料化学特論	2	
			工業物理化学特論	2	
			無機有機複合材料特論	2	
			磁気分子構造学特論	2	
			光分子科学特論	2	
			物質構造解析学特論	2	
			界面構造科学特論	2	
			同位体科学特論	2	
			分子分離分析化学特論	2	
		分子精密計測学特論	2		
		分子基盤科学ユニット	高機能分子構造論特論	2	
			高機能分子合成論特論	2	
			分子設計論特論	2	
			特別演習 (論文演習)	2	
			生物・大気・水環境科学ユニット	環境影響評価特論	2
				陸水生態学特論	2
				地水域微生物学特論	2
地域多様性生態学特論	2				
進化多様性生物学特論	2				
共生生物学特論	2				
生物環境適応論特論	2				
大気境界層気象学特論	2				
根圏生態学特論	2				
環境変動解析学特論	2				
地殻環境科学ユニット	地球環境変遷学特論	2			
	古環境科学特論	2			
	地球熱学特論	2			
	山地地殻変動論特論	2			
	環境共生学ユニット	環境評価学特論	2		
		治山防砂学特論	2		
		森林計画学特論	2		
		森林立地学特論	2		
		農業工学特論	2		
		木材物理学特論	2		
野生動物管理学特論		2			
緑地計画学特論		2			
農村計画学特論		2			
特別演習 (論文演習)		2			

生物・生命科学分野	専門科目	先端生命科学ユニット	きのこ資源科学特論	2	
			植物病理学特論	2	
			土壌生物学特論	2	
			動物発生工学特論	2	
			分子生命工学特論	2	
			ケミカルバイオロジー特論	2	
			遺伝情報制御論特論	2	
			食品生命科学ユニット	食品微生物学特論	2
				食品遺伝子工学特論	2
				食品機能解析学特論	2
		食品有機化学特論		2	
		食品分子工学特論		2	
		食品分子化学特論		2	
		食品機能学特論		2	
		食品創製学特論		2	
		栽培・園芸学特論		2	
		生産環境農学特論		2	
		生物資源科学ユニット	植物資源育種学特論	2	
			動物栄養学特論	2	
			動物行動管理学特論	2	
動物生体機構学特論	2				
特別演習 (論文演習)	2				
建築環境システム工学ユニット	建築保全再生学特論		2		
	サステイナブル建築学特論		2		
	建築情報システム学特論		2		
	軟弱地盤防災学特論		2		
	水文水資源工学特論		2		
	土木工学システム特論	2			
	数理情報システム科学ユニット	無限次元システム解析特論	2		
		数値物理学特論	2		
		確率過程特論	2		
		関数空間特論	2		
偏微分方程式特論		2			
有限群の表現論特論		2			
多元環論特論		2			
位相幾何学特論		2			
微分幾何学特論		2			
非線形現象論特論		2			
経済・社会情報システム特論	2				
特別演習 (論文演習)	2				

生命工学専攻		科目区分		授業科目の名称		単位
専攻共通科目		生命工学分野		社会工学特論	2	
				イノベーションセミナー	2	
生命工学分野		専門科目	分野共通科目	企業行政/病院インターンシップ	1	
				生命工学特別演習Ⅰ	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	生命工学特別演習Ⅱ	2	
				生命工学特別演習Ⅲ	4	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	生命倫理・研究倫理特論	2	
				医科学研究遂行特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	医学統計・疫学特論	2	
				生涯保健学研究法特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	形態学研究方法特論	2	
				免疫学研究方法特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	生化学・分子生物学研究方法特論	2	
				人類遺伝学研究方法特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	器官・組織・細胞機能研究方法特論	2	
				神経科学研究方法特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	腫瘍学研究方法特論	2	
				加齢生物学特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	抗老化学特論	2	
				疾患動物遺伝学特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	心臓血管外科学特論	2	
				補助循環特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	低侵襲血管外科学特論	2	
				乳腺外科学特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	甲状腺外科学特論	2	
				呼吸器外科学特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	幹細胞生物学特論	4	
				循環器再生医学特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	成長・発達医学特論	2	
				臨床免疫・感染症学特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	遺伝子・細胞治療学特論	2	
				がんゲノム医療	1	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	小児・AYA・希少がん	1	
				ライフステージに応じたがん医療	1	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	酵素工学特論	2	
				分子生命科学特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	生命機能学特論	2	
				応用分子微生物学特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	分子生理学特論	2	
				分子資源環境学特論	2	

生命工学専攻		科目区分		授業科目の名称		単位
生命工学分野		専門科目	分野共通科目	社会工学特論	2	
				イノベーションセミナー	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	企業行政/病院インターンシップ	1	
				生命工学特別演習Ⅰ	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	生命工学特別演習Ⅱ	2	
				生命工学特別演習Ⅲ	4	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	生命倫理・研究倫理特論	2	
				医科学研究遂行特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	医学統計・疫学特論	2	
				生涯保健学研究法特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	形態学研究方法特論	2	
				免疫学研究方法特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	生化学・分子生物学研究方法特論	2	
				人類遺伝学研究方法特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	器官・組織・細胞機能研究方法特論	2	
				神経科学研究方法特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	腫瘍学研究方法特論	2	
				加齢生物学特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	抗老化学特論	2	
				疾患動物遺伝学特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	心臓血管外科学特論	2	
				補助循環特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	低侵襲血管外科学特論	2	
				乳腺外科学特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	甲状腺外科学特論	2	
				呼吸器外科学特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	幹細胞生物学特論	4	
				循環器再生医学特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	成長・発達医学特論	2	
				臨床免疫・感染症学特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	遺伝子・細胞治療学特論	2	
				がんゲノム医療	1	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	小児・AYA・希少がん	1	
				ライフステージに応じたがん医療	1	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	酵素工学特論	2	
				分子生命科学特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	生命機能学特論	2	
				応用分子微生物学特論	2	
生命工学分野		専門科目	4年制コース	分子生理学特論	2	
				分子資源環境学特論	2	

科目区分	授業科目	単位
ファイバールネサンスを 先導するグローバルリーダ ーの養成プログラム	必修科目	
	特別実験	2
	特別演習	2
	海外特別実習	2
	専修実験 I	2
	専修演習 I	2
	インターンシップ	2
	専修実験 II	2
	専修演習 II	2
	サブライチエーン	2
	プロダクトデザイン	2
	マーケティング	2
	知的財産	2
工業経済学	2	
科学哲学	2	
日本文化論	2	
比較文化論	2	
技術者倫理	2	
ナノファイバー工学特論	2	
ヤーンテクノロジ	2	
高性能繊維設計特論	2	
高性能繊維設計特論	2	
ナノマテリアル工学特論	2	
機能高分子工学特論	2	
シルク利用工学	2	
バイオファイバー科学	2	
医用材料特論	2	
繊維生物資源学	2	
生体分子機能科学	2	
バイオマス利用工学	2	
バイオミメティック科学	2	
複合材料設計学特論	2	
e-Textile 設計特論	2	
プロテクティブテキスタイル特論	2	
テキスタイルデザイン特論	2	
先進繊維計測学特論	2	
繊維集合体特論	2	
ファッションデザイン論	2	
衣服設計論	2	
感性情報工学特論	2	
感性製品計測・評価法特論	2	
製品生理学特論	2	
繊維製品生産論	2	
スマートテキスタイル分野		
感性・ファッション工学分野		

信州大学大学院総合医理工学研究科（博士課程）
学位論文審査及び最終試験の評価基準

学位審査には、学位論文の提出を必要とする。所定の単位を修得し、学位論文を提出した者に対して、学位論文の審査と最終試験を行う。

学位論文の認定基準

各専攻、分野において、以下のとおり定める。

【医学系専攻医学分野、生命医工学専攻 4 年制コース】

1. 学位論文は、原則として学位論文申請者の英文原著論文であり、当該研究領域で権威ある邦文又は欧文雑誌に印刷公表されたものであること。
2. 学位論文申請者が、筆頭著者あるいは筆頭著者相当であること。ただし、共著論文の場合は、研究及び論文作成の中心的役割を果たしたことが指導教員により証明され、共著者により同意されたものであること。
3. 「権威ある邦文又は欧文雑誌」とは、以下のものとする。
 - (1) IF (Impact Factor) 0.3 以上の国際的雑誌
 - (2) 信州医学雑誌（ただし英文論文に限る。）
 - (3) その他、医学系専攻医学分野又は生命医工学専攻 4 年制コースが認めた雑誌

【医学系専攻保健学分野】

1. 学位論文は、学位論文申請者単独の著作であり、当該研究領域で権威ある邦文又は欧文雑誌に印刷公表又は受理（掲載許可）されたものであること。
2. 次の要件をすべて満たす場合は、共著論文を学位論文とすることができる。
 - (1) 当該研究領域で権威ある邦文又は欧文雑誌に印刷公表又は受理（掲載許可）された論文であり、申請者が筆頭著者であること。
 - (2) 研究及び論文作成の中心的役割を果たしたことが指導教員により証明され、共著者により同意されたものであること。
3. 「権威ある邦文又は欧文雑誌」とは、以下のものとする。
 - (1) IF (Impact Factor) がついている英文雑誌
 - (2) 信州医学雑誌（ただし英文論文に限る。）
 - (3) その他、医学系専攻保健学分野が認めた雑誌

【総合理工学専攻、生命医工学専攻 3 年制コース】

1. 学位論文の基礎となる原著論文（以下「原著論文」という。）が筆頭著者又は主著者

（原著論文の内容に最も貢献した著者）として、査読制度が確立されている学術雑誌に所定の編数以上掲載又は掲載予定（印刷中あるいは掲載許可済み）であること。

2. 認定基準の詳細については、各分野、各ユニット又は各コースの取り決めに拠るものとする。

最終試験の評価基準

最終試験は、学外審査委員を含む学位審査委員会のもとで公開の口頭試問により行い、次の基準により評価する。

1. 研究の目的・方法・結果および考察について十分に理解し、明確に説明できること。
2. 研究の内容について提起される質問について、論理的に説明できること。
3. 研究の将来展望について論述できること。
4. 当該研究分野に関する最先端の知識を有すること。
5. 関連する研究分野に関する基礎的な知識を有すること。

附則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

信州大学大学院総合医理工学研究科総合医理工学専攻及び生命医工学専攻3年制コースにおける博士の学位に関する取扱細則

第1章 総則 (趣旨)

第1条 信州大学大学院総合医理工学研究科総合医理工学専攻及び生命医工学専攻3年制コース(以下「専攻等」という。)における博士の学位に関する取扱いについては、信州大学大学院学則(平成16年信州大学学則第2号)、信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号)(以下「学位規程」という。)及び信州大学大学院総合医理工学研究科規程(平成30年信州大学規程第289号)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この細則において「課程申請者」とは、学位規程第5条第1項の規定により博士の学位論文の審査を申請する者をいう。
- 2 この細則において「論文申請者」とは、学位規程第5条第2項の規定により博士の学位を申請する者をいう。
- 3 この細則において、「研究指導教員」とは、信州大学大学院総合医理工学研究科総合医理工学専攻及び生命医工学専攻3年制コースにおける担当教員選考細則(以下「選考細則」という。)第4条第3項第1号に定める研究指導教員をいう。
- 4 この細則において、「研究指導補助教員」とは、選考細則第4条第3項第2号に定める研究指導補助教員をいう。
- 5 この細則において、「主指導教員」とは、研究指導教員のうち課程申請者を主として担当している指導責任者をいう。
- 6 この細則において、「副指導教員」とは、研究指導教員のうち課程申請者を副として担当している指導者をいう。

第2章 課程修了による学位授与 (学位論文の提出資格)

第3条 専攻等に在学する者で学位論文の審査を受けることができる者は、専攻等に2年以上在学し、修了に必要な単位数以上を修得し、かつ専攻内予備審査による学位論文の申請資格の認定を受けたものとする。ただし、在学期間に関しては、「優れた研究業績」を上げた者については、博士課程に少なくとも1年は在学又は学位見込みであること(修士課程(他大学院も含む)を修了した者)にあっては、修士課程の在学期間(上限2年)を含めて3年以上在学又は学位見込みであること。

(論文受理の専攻等内予備審査)

第4条 専攻等に在学する者で、学位論文の審査を希望するものは、その申請に先立

ち、専攻等内予備審査(以下「予備審査」という。)を受けなければならない。
(予備審査の申請)

第5条 予備審査を申請する者(以下「予備審査申請者」という。)は、次の書類の提出により、主指導教員を経て所属する分野の分野長(以下「分野長」という。)に申請しなければならない。

- 一 博士学位論文予備審査願(別紙様式第1号) 1部
- 二 博士学位論文の草稿 所定の部数
- 三 博士学位論文要旨の草稿(別紙様式第2号の1) 所定の部数
- 四 発表論文目録(別紙様式第3号)及び別刷 所定の部数
- 五 その他参考文献等 所定の部数

(予備審査の付託)

第6条 分野長は、予備審査の申請があった論文について、ユニット長又は3年制コース長(以下「ユニット長等」という。)に論文の予備審査を付託する。ユニット長等は、予備審査委員会を設定し、予備審査委員会は、当該論文が学位授与の審査に値するかどうかを審査し、論文受理の可否及び博士の学位に付記する専攻分野の名称について検討及び指導するものとする。

(予備審査の申請時期)

第7条 予備審査申請者が、第5条による申請時期は、原則として学位授与申請時期の2か月前とし、各専攻長が決める。

(予備審査委員会)

- 第8条 予備審査委員会は、主指導教員及び主指導教員が選定する専攻等の研究指導教員2名以上をもって組織する。
- 2 予備審査委員として必要があるときは、前項に専攻等の研究指導補助教員並びに他の大学院又は研究機関等の教員等を加えることができる。
- 3 予備審査委員会に委員長を置き、委員の中から選出する。このとき、主指導教員を審査委員長にすることができるものとする。

(予備審査結果の報告)

第9条 予備審査委員会は、予備審査終了後、予備審査結果報告書(別紙様式第4号)及び予備審査委員全員の予備審査結果審査委員報告書(別紙様式第5号)(以下、「予備審査結果報告書等」という。)をユニット長等に提出する。

2 ユニット長等は、予備審査の結果について、総合理工学専攻はユニット会議を、生命医工学専攻3年制コースは分野3年制コース会議(以下「ユニット会議等」という。)において審議する。

(キャンパス博士課程教員会議での審議)

第10条 ユニット長等は、前条第2項において承認後、予備審査結果報告書等を、信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻の委員会等の組織及び運営に関

する内規第18条及び信州大学大学院総合医理工学研究科生命医工学専攻の委員会等の組織及び運営に関する内規第12条に定めるキャンパス博士課程教員会議（以下「博士課程教員会議」という。）に提出するものとする。

2 前項により予備審査報告書の提出を受けた博士課程教員会議は、当該キャンパスにおける予備審査について、適正に行われたか否かについて審議する。

3 前項の審議の結果、適正に行われているものと判断した場合は、当該キャンパスの博士課程教員会議議長（以下「議長」という。）は、分野長にその旨を報告するものとする。

4 第2項の審議の結果、適正に行われていないものと判断した場合は、当該ユニット長等に報告する。

5 前項の報告を受けたユニット長等は、当該予備審査委員会に再審査の実施を通告する。

（予備審査結果の通知）

第11条 分野長等は、主指導教員を通じて、予備審査の結果を、予備審査申請者に通知するものとする。

（審査委員候補者の選出）

第12条 予備審査委員長は、予備審査合格者に対し、学位論文審査委員候補者として3名以上の研究指導教員及び1名以上の他の大学院又は研究機関等の教員等（以下「他大学院教員等」という。）を選出し、「博士学位論文（甲）審査委員候補者名簿」（別紙様式6号の1）を作成すると共に、分野長を経て当該キャンパスの博士課程教員会議に提出するものとする。ただし、学位論文審査委員候補者には上記以外に本研究科の研究指導補助教員を加えることができる。

2 前項における他大学院教員等の選出にあたっては、当該候補者の研究歴を含む博士學位論文審査委員候補者履歴書（別紙様式第7号）も併せて提出する。

3 博士課程教員会議は、学位論文審査委員候補者について審議し、疑義が生じた場合は、予備審査委員長に説明を求めるとする。

4 分野長は、前項による審議の結果、学位論文審査委員候補者が認められた場合は、博士学位論文（甲）審査委員候補者名簿（別紙様式第6号の1）を専攻長に提出するものとする。

（学位論文等の提出）

第13条 第6条の規定による予備審査の結果及び第10条第2項による審議の結果、論文受理が可能となった場合、課程申請者は次に掲げる書類（以下「学位申請書類等」という。）を主指導教員の確認の後、研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 一 博士学位論文審査申請書（別紙様式第9号） 1部
- 二 博士学位論文 1編 所定の部数

三 博士学位論文要旨（別紙様式第10号） 所定の部数

四 発表論文目録（別紙様式第3号） 所定の部数

五 履歴書（別紙様式第11号の1） 所定の部数

六 その他参考論文等 所定の部数

七 誓約書（別紙様式第12号） 1部

八 承諾書（別紙様式第13号）※該当者のみ 1部

（学位授与の申請時期）

第14条 学位授与の申請は、在学中に行うものとし、学位申請書を提出する時期は、1月及び7月の所定の期間とする。

（審査委員会）

第15条 研究科長は、学位授与の申請のあった論文について審査するため、専攻長による審査委員候補者の推薦に基づき、審査委員を決定する。

2 前項において、専攻長は課程申請者、論文題目、主指導教員、副指導教員及び審査委員候補者の一覧を資料として提出するものとする。

3 審査委員会に、審査委員長を置き、論文及び博士の学位に付記する専攻分野の名称の審査等の総括を行うものとする。この場合、主指導教員を審査委員長にすることをかざる。

（公聴会）

第16条 学位論文の審査の一環として、公聴会を公開で開催するものとし、審査委員長はその司会者となる。

2 課程申請者は、公聴会で、論文の発表を行うものとする。

3 審査委員会は、公聴会の日程等を定め、課程申請者に通知するとともに、これを開催日の1週間前までに公示するものとする。

（学位論文の審査等）

第17条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び博士の学位に付記する専攻分野の名称の審査（以下、「学位論文の審査等」という。）を実施する。

2 審査委員長は、最終試験の実施に関し、必要な事項を課程申請者に通知するものとする。

3 最終試験は、論文の内容を中心として、これに関連ある科目について口頭試問により行う。

4 学位論文の審査及び最終試験の成績は、論文審査と最終試験を別に判定し、評価は合否で表す。

5 審査委員会は学位授与の可否に関する意見をまとめ、学位論文の審査等を終了するものとする。

（学位論文の審査等の結果の報告）

第18条 審査委員長は、学位論文の審査等が終了したときは、博士学位論文審査及び

最終試験結果報告書（別紙様式第14号の1）及び審査委員全員の学位論文審査結果審査委員報告書（別紙様式第15号）（以下「学位論文審査報告書等」という。）を博士課程教員会議に提出するものとする。

2 博士課程教員会議は、当該キャンパスにおける博士学位論文審査について、適正に行われたか否かについて審議すると共に、学位論文審査報告書等の記載内容の確認を行うものとする。

3 前項の審議及び確認の結果、適正に行われているものと判断した場合は、当該キャンパスの議長は、審査委員長にその旨を報告するものとする。

4 審査委員長は、前項による報告を受けた場合は、専攻長に学位論文審査報告書等を専攻長に提出する。

5 第2項の審議及び確認の結果、適正に行われていないものと判断した場合は、当該委員長に説明を求めると共に、別刷等資料の提出及び記載内容の変更を求めるところができる。

6 審議の結果、適正に行われていないものと判断した場合は、当該審査委員会に再審査の実施を通告する。

（学位論文の審査等の審議、議決）

第19条 専攻長は、前条第4項にほり学位論文審査報告書等の提出を受けた場合、総合医理工学委員会又は生命医理工学委員会を開催し、課程申請者の学位論文の審査等の合格又は不合格について審議し、議決する。

2 専攻長は、前項の委員会に課程申請者、論文題目、主指導教員及び副指導教員、審査委員、論文審査の結果、最終試験の結果、博士の学位に付記する専攻分野の名称、学位論文の審査等の合格又は不合格に関する意見の一覧を審査資料として提出するものとする。

3 専攻長は、第1項により議決した場合は、研究科長に報告する。

4 研究科長は、前項の報告を受けた場合は、学位論文の審査等の審議の結果を学長に報告するものとする。

第20条 学長は、前条第4項の報告を受け、学位を授与すべき者には、総合理工学専攻の課程申請者には博士（学術）、博士（理学）、博士（工学）又は博士（農学）の学位記を、生命医工学専攻3年制コースの課程申請者には博士（医工学）の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

2 前項の学位記の授与は、3月、9月に行うものとする。

第3章 論文提出による学位授与

（学位論文の提出資格）

第21条 学位規程第7条第1項の規定により、博士課程を修めない者で、論文を提出し、

博士（学術）、博士（理学）、博士（工学）、博士（農学）又は博士（医工学）の学位を申請することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

一 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者。

二 修士の学位を授与された後、4年以上の研究歴を有する者。

三 学士の学位を授与された後、7年以上の研究歴を有する者。

四 その他専攻等が認めた者。

2 前項第2号及び第3号の研究歴とは次の各号に掲げるものをいう。

一 大学又は大学院の専任教員として研究に従事した期間

二 大学又は大学院の研究生として研究に従事した期間

三 大学院の学生として在学した期間

四 各種の研究機関、団体、企業等において、研究者（専任）として研究に従事した期間

五 その他専攻等が認めた期間

（論文受理の専攻内下見審査）

第22条 論文申請者は、その申請に先立ち、学位論文の草稿の下見審査（以下「下見」という。）を受けなければならない。

2 論文申請者は、学位論文の草稿の内容に關係の深い学問領域をもつ専攻等の研究指導教員（以下「世話教員」という。）に、下見を申し出るものとする。（下見願等の提出）

第23条 前条の世話教員は、学位論文の草稿の学問領域との関連性等を確認した上、学位授与の申請に先立ち、論文申請者に次の書類を提出させるものとする。

一 博士学位論文草稿下見願（別紙様式第16号） 1部

二 博士学位論文の草稿 所定の部数

三 博士学位論文要旨の草稿（別紙様式第2号の2） 所定の部数

四 発表論文目録（別紙様式第3号）及び別刷 所定の部数

五 履歴書（別紙様式第11号の2） 所定の部数

六 その他参考文献等 所定の部数

2 世話教員は、前項の書類を世話教員の所属する分野長に提出するものとする。（下見の申請時期）

第24条 論文申請者が、前条の書類を提出する時期は随時とする。

（下見の付託）

第25条 分野長は、学位論文草稿の下見の申請があった場合、下見委員会に下見を付託する。（下見委員会）

（下見委員会）

第26条 下見委員会は、第8条の規定を準用し、「主指導教員」は「世話教員」に読

み替える。

- 2 下見審査は、第6条及び第8条の規定を準用して世話教員を準用して世話教員の属する分野内（以下「世話分野」という。）で行うものとする。なお、生命医工学専攻の場合は、当該分野の3年制コースで行うものとする。

（学位論文の提出資格の認定）

- 第27条 下見委員会は、論文申請者の学位論文提出資格の有無の審査の必要があると認めたとときは、論文申請者に次の書類を提出させ、分野会議の議を経て、当該専攻長に学位論文提出資格審査委員会の開催を求めることができる。

- 一 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 1部
- 二 研究従事内容証明書（別紙様式第16号） 1部
- 三 その他必要と認められた書類 1部

（学位論文提出資格審査委員会）

- 第28条 前条に規定する学位論文の提出資格の有無を審議するため、専攻等に学位論文提出資格審査委員会を置く。

- 2 学位論文提出資格審査委員会は、総合理工学専攻は専攻長及び各分野長を、生命医工学専攻3年制コースは生命工学分野及び生体医工学分野の3年制コース長及び各分野から研究指導教授各1名をもって組織する。

- 3 学位論文提出資格審査委員会は、下見委員長より申し出のあった学位申請希望者の学位論文提出資格の有無を判定し、その結果について専攻長を経て、下見委員会の委員長に通知するものとする。

（下見結果の報告）

- 第29条 下見委員会の委員長は、下見終了後、博士学位論文草稿下見結果報告書（別紙様式第17号）及び下見審査委員全員の下見審査結果審査委員報告書（別紙様式第18号）（以下「下見結果報告書等」という。）をユニット長等に提出する。

- 2 ユニット長等は、下見の結果についてユニット会議等において審議する。

（キャンパス博士課程教員会議での審議）

- 第30条 ユニット長等は、前条第2項において承認後、下見結果報告書等を、博士課程教員会議に提出するものとする。

- 2 前項により下見結果報告書等の提出を受けた博士課程教員会議は、当該キャンパスにおける下見審査について、適正に行われたか否かについて審議する。

- 3 前項の審議の結果、適正に行われているものと判断した場合は、当該キャンパスの議長は、分野長にその旨を報告するものとする。

- 4 第2項の審議の結果、適正に行われていないものと判断した場合は、当該ユニット長等に報告する。

- 5 前項の報告を受けたユニット長等は、当該下見審査委員会に再審査の実施を通告する。

（下見結果の通知）

- 第31条 分野長等は、世話教員を通じて下見の結果を論文申請者に通知するものとする。

（審査委員候補者の選出）

- 第32条 第12条第1項～第4項に準ずるものとする。この場合において、第12条第4項及び第3項中「予備審査」とあるのは「下見審査」とし、第12条第1項及び第4項中「別紙様式第6号の1」とあるのは「別紙様式第6号の2」と読み替えるものとする。

（学位論文等の提出）

- 第33条 第22条の規定により下見審査の結果、論文受理が可能となった場合、次に掲げる書類等を世話教員の確認の後、研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 一 博士学位論文審査申請書（別紙様式第19号の1） 1部
（単位修得退学後1年以内に申請する場合は別紙様式第19号の2）
- 二 博士学位論文 1編 所定の部数
- 三 博士学位論文要旨（別紙様式第8号） 所定の部数
- 四 発表論文目録（別紙様式第3号） 所定の部数
- 五 履歴書（別紙様式第11号の2） 所定の部数
- 六 その他参考論文等 所定の部数
- 七 誓約書（別紙様式第12号） 1部
- 八 承諾書（別紙様式第13号）※該当者のみ 1部
- 九 学位論文審査手数料

（学位授与の申請時期）

- 第34条 論文申請者が、学位授与申請書等を提出する時期は、1月、7月の所定の期間とする。

（審査委員会）

- 第35条 第15条第1項～第3項に準ずるものとする。

（公聴会）

- 第36条 第16条第1項～第3項に準ずるものとする。

（学位論文の審査等）

- 第37条 審査委員会は、学位論文の審査、学力の確認及び博士の学位に付記する専攻分野の名称の審査（以下、「論文申請者の学位論文の審査等」という。）を実施する。

- 2 審査委員長は、学力の確認の実施に関し必要な事項を、論文申請者に通知するものとする。

- 3 学力の確認は、論文申請者が博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するかについて、次により確認するものとする。

- 一 論文の内容に関連ある世話専攻の主要科目について、研究能力の有無を判定するため、口頭試問又は筆記試験を行う。
 - 二 1種類の外国語について、専門の学術研究を行うに十分な外国語の素養があるかどうかを判定するため、口頭試問又は筆記試験を行う。
 - 4 学位論文の審査及び学力の確認の成績は、論文審査と学力の確認を別に判定し、評価は合否で表す。
 - 5 学力の確認の評価は、本条第3項第1号及び第2号を総合判定するものとする。
 - 6 審査委員会は、学位論文の審査及び学力試問の合否に関する意見をまとめ、論文申請者の学位論文の審査を終了するものとする。
(学力の確認の免除)
- 第38条 専攻等において、所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、退学後3年以内に学位を申請するときは、前条の規定にかかわらず、学位規程第15条第2項の試問を免除する。
- (課程修了による学位授与の規定の準用)
- 第39条 学位論文の審査等の結果の報告、審議、議決及び学位授与等については、第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「別紙様式第14号の1」とあるのは「別紙様式第14号の2」と読み替えるものとし、第19条第2項に規定する審査資料は、論文申請者、論文題目、論文題目、最終学歴及び現職、世話専攻及び世話教員、審査委員、論文審査の結果並びに学力の確認の結果に関する意見の一覧を資料とする。

第4章 雑 則 (学位論文等の公表)

第40条 博士の学位を授与した学位論文、博士論文の内容の要旨及び博士論文審査の結果の要旨は、学位規程第18条並びに第19条に基づき、信州大学機関リポジトリに登録し、公表するものとする。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

(No. 1)

専攻長 殿
博士學位論文要旨の草稿

専攻長 殿

平成 年度入学

所 属

専攻

分野

所 属

専攻

分野

ふりがな

氏 名

印

氏 名

論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)

博士學位論文予備審査願

下記のとおり、学位論文の予備審査をお願いします。

記

- 1 論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)
- 2 希望する博士の学位に付記する専攻分野の名称 (該当する専攻分野に○を付すこと。)

学術・理学・工学・農学・医学・医工学

(添付書類)

博士學位論文の草稿

博士學位論文要旨の草稿

発表論文目録及び別刷

その他参考論文等

部

部

部

部

主指導教員承認印	CITI-Japan 履修確認 (学務担当)
氏名：	印

(No. 2)

別紙様式第2号の2 (乙用) (第23条関係)

所 属

専攻

分野 氏 名

(No. 1)

博士学位論文要旨の草稿

氏 名

論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)

要 旨 (注：2,000字程度でまとめること。)

発表論文目録

No. 1

報告番号	第	号	専攻分野	氏名	印
学位論文					
(1) 題目 ○○○○○○○○○○○ (外国語の場合は,その和訳を併記する。)					
(2) 印刷公表の方法及び時期					
論文発表					
(1) 審査付発表論文(別刷又は写を添付すること。)					
(レフエリー制のある学術雑誌)					
・著者名(全員) ○○○○○○○○○(題名) ○○学雑誌第○巻○頁～○頁(20××年○月発行に掲載)					
・著者名(全員) ○○○○○○○○○(題名) ○○学雑誌第○巻(20××年○月発行に掲載予定)					
(2) 審査付発表論文(別刷又は写を添付すること。)					
(レフエリー制のある国際会議発表論文)					
・著者名(全員) ○○○○○○○○○(題名) プロシーディング第○巻○頁～○頁(20××年○月発表)					

(3) 学位論文のテーマに直接関係しない発表論文
 (レフエリー制のある学術雑誌及び国際会議発表論文)

・ 著者名 (全員) ○○○○○○○○○○○ (題名)
 ○○学雑誌第○巻○頁～○頁 (20××年○月発行に掲載)

・ 著者名 (全員) ○○○○○○○○○○○ (題名)
 プロシーディング第○巻○頁～○頁 (20××年○月発表)

(4) 審査なし発表論文

(レフエリー制のない学術雑誌, プロシーディング, 総説, 解説
 口頭発表等)

(5) 作品等

(注) 「論文発表」の(1), (2)は, 学位論文に直接関係のあるもののみとする。
 (注) 雑誌名の記載法は国際的な規則 (Web of Science の表記) に従う。
 (注) 連名者の記載法はカンマで区切り, and は記載しない。著者名は論文記載のまま表記する。
 英語論文は姓名とも頭文字のみ大文字とする。例) Taro Nagano, Ichiro Wakasato
 ※作成時に不要であれば (注) を削除する。

予備審査結果報告書

予備審査出願者 専攻・分野・ユニット	専攻	分野	ユニット
教育研究分野 学籍番号・氏名 学位論文題目 (外国語の場合は, その和訳を併記すること。)			
変更を要する場合は, 変更後の学位論文題目を明記すること。			
予備審査の結果			
(注1) 学位論文題目の変更を要する場合は理由も明記する。 (注2) 短期修了の見込みである場合は, 条件等を満たす予定である旨を記載する。 ※作成時に不要であれば (注) を削除する。			
博士の学位に付記する専攻分野の名称	学 術 理 学 工 学 農 学 医 工 学	(該当する専攻分野に ○を付すこと。)	

上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

予備審査委員長
 同委員
 同委員
 同委員
 同委員
 同委員

印

予備審査委員会委員長 殿		平成 年 月 日
(署名) 予備審査委員会委員		
学位論文予備審査結果につきまして、以下のとおり報告します。		
予備審査論文甲申請者氏名		
論文題目		
評価	(□にレ点を記入願います。) <input type="checkbox"/> 本審査提出期限までに講座の審査基準の目安に合致する見込みがあることを確認した。 <input type="checkbox"/> 別刷等により内容確認が可能である。 <input type="checkbox"/> 論文内容が公表論文(本審査提出期限までに受理される見込みがあると確認した論文を含む。)に基づいて作成されている。	
判定	(□にレ点を記入願います。) <input type="checkbox"/> 学位論文審査に値する。 <input type="checkbox"/> 学位論文審査に値しない。	博士の学位に付記する名称は、 <input type="checkbox"/> 学術 <input type="checkbox"/> 理学 <input type="checkbox"/> 工学 <input type="checkbox"/> 農学 (総合理工学専攻の時) <input type="checkbox"/> 医工学(生命医工学専攻の時) が適当である。
コメント (良い点、課題・要望などを詳細に400字程度で記入願います。但し、400字を越えても構いません。記入欄が不足する場合は任意の別紙に記入願います。)		

平成 年 月 日

博士学位論文(甲)審査委員候補者名簿

専攻長

課程申請者			
学位論文審査委員候補者			
区分	所属(専攻・分野・ユニット)	職名	氏名
委員長			
委員			
外部委員			

備考 所属欄には専攻,分野,ユニット名を記入してください。また,外部審査委員の所属(研究科・専攻・部門等)も所属欄に記入してください。

平成 年 月 日

博士学位論文(乙)審査委員候補者名簿

専政長 _____

課程申請者		学位論文審査委員候補者	
区分	所属(専攻・分野・ユニット)	職名	氏名
委員長			
委員			
外部委員			

備考 所属欄には、専攻、分野、ユニットを記入してください。また、外部審査委員の所属(研究科・専攻・部門等)も所属欄に記入してください。

博士学位論文審査委員候補者履歴書

ふりがな 氏名			男・女
生年月日	年 月 日		
現職			
最終取得学位	年 月		
国籍	(外国人のみ記入)		
現住所	都 道 市 町	府 県	村 区
最終学歴・研究歴・職歴	D○合資格・・・該当・非該当		

(外国人の場合は、上記内容を含めた任意様式とする。)

博士学位論文審査委員候補者履歴書

博士學位論文審査申請書

PhD Dissertation Evaluation Committee Candidate Curriculum Vitae

Name:

信州大学長

殿

Sex: Male Female

Date of Birth:

平成 年度入学

信州大学大学院総合医理工学研究科

分野

Current Occupation:

本籍 (都道府県名)

専攻

※ 留学生は国籍を記入

申請者

印

Final Degree:

Nationality:

このたび、信州大学学位規程第5条第1項の規定により、博士()の学位を受けたいので、
下記の書類を提出いたしますから、御審査くださるよう申請いたします。

Current Address:

記

Education:

博士学位論文 部 (うち正本1部)

Date and type of PhD, name of the graduate school

博士学位論文要旨 部

発表論文目録 部

履歴書 部

その他参考文献等 部

Research History:

Enter history of research topics with time period

Enter history of research topics with time period

Enter history of research topics with time period or you can delete this line. You can also

insert this control around table rows in order to repeat parts of a table.

Professional Experiences:

No.

博士學位論文要旨

専攻分野氏名
攻名
野名
氏名

印

1. 題目(外国語の場合は,その和訳を併記すること。)

2. 要旨(2,000字程度にまとめること。)

履 歴 書

報告番号	甲 第 号	氏 名	年 月 日 生(満 歳)	男 女	本籍(都道府県 名のみ,留学生 は国籍のみ)	都・道 府・県
現住所	〒					
区分	年 月 日	事 項			電話() -	
学 歴	年 月 日	高等学校	卒業			
	年 月 日	大学	学部	入学		
	年 月 日	同	同	卒業		
	年 月 日	信州大学院	研究科	専攻	入学	
	年 月 日	同	同	修了		
	年 月 日	信州大学大学院総合工学系研究科	専攻	入学		
職 歴	年 月 日	同	修了見込			
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
学 会 等 における活動	年 月 日					
賞 罰	年 月 日					
	年 月 日					
上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 氏 名 印						

履 歴 書

報告番号	乙 第 号	氏 名		年 月 日 生 (満 歳)	男 女	本籍(都道府県名のみ、留学生は国籍のみ)	都・道 府・県
ふりがな氏名							
現住所	〒	電話 () -					
区分	年 月 日	事 項					
学 歴	年 月 日	高等学校	卒業				
	年 月 日	大学	学部 学科	入学			
学 歴	年 月 日	同	卒業				
	年 月 日	大学大学院	研究科 専攻	入学			
	年 月 日	同	修了				
	年 月 日	大学大学院	研究科 専攻	入学			
職 歴	年 月 日	同	単位修得後退学				
	年 月 日						
	年 月 日						
職 歴	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
学 会 等 における 活動	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
賞 罰	年 月 日						
	年 月 日						
上記のとおり相違ありません。							
平成 年 月 日 氏 名 印							

履 歴 書

報告番号	乙 第 号	氏 名		年 月 日 生 (満 歳)	男 女	本籍(都道府県名のみ、留学生は国籍のみ)	都・道 府・県
ふりがな氏名							
現住所	〒	電話 () -					
区分	年 月 日	事 項					
学 歴	年 月 日	〇〇高等学校	卒業				
	年 月 日	〇〇大学	〇〇学部 〇〇学科	入学			
学 歴	年 月 日	同	卒業				
	年 月 日	〇〇大学大学院	〇〇研究科 〇〇専攻	入学			
	年 月 日	同	修了				
	年 月 日	〇〇大学大学院	〇〇研究科 〇〇専攻	入学			
職 歴	年 月 日	同	単位修得後退学				
	年 月 日	〇〇株式会社	〇〇研究部	〇〇研究室に配属	【研究員】		
	年 月 日	同	中央研究所	〇〇研究部	〇〇研究室	【研究員】	
職 歴	年 月 日	同	中央研究所	〇〇研究部	【主任研究員】		
	年 月 日	同	中央研究所	【技師長補】			
	年 月 日	同	〇〇事業本部	〇〇研究部	【〇〇課長】		
学 会 等 における 活動	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
賞 罰	年 月 日						
	年 月 日						
上記のとおり相違ありません。							
平成 年 月 日 氏 名 印							

誓約書

平成 年 月 日

信州大学長 殿

総合医理工学研究科 専攻
分野

学位申請者氏名 (自署)

学位論文名: _____

私は、博士学位論文の提出にあたり、研究倫理に関する諸規範を遵守し、データや調査結果等の捏造・改ざん・盗用あるいは論文の二重投稿等の研究不正をしていないことを誓約いたします。

注意: 使用時には赤字は適宜修正又は削除すること

承諾書

年 月 日

信州大学長 殿

共著者氏名: 上田 一郎 (※本人自署)

信州 太郎氏が、下記の論文を信州大学大学院総合医理工学研究科の博士学位申請に使用することを承諾します。

なお、私は当該論文を博士学位の申請に使用しておらず、また、将来においても使用しません。

記

1. 信州 太郎, 上田 一郎, 常田 二郎, ○○○○○○○○に関する研究, ○○○○
学会論文誌, Vol. 35, No.7, pp. 1235-1245 (2002)
2. 信州 太郎, 上田 一郎, 信濃 三郎, ○○○○○○○○に関する研究, ○○○○
学会論文誌, Vol. 46, No.8, pp. 2235-2245 (2003)

(注意)

- [1] 著者名 (全員), [2] 題名, [3] 学術雑誌名, 巻数, 号数, 頁 (始頁-終頁), 発行西暦年をこの順序で記載すること。
- この記載内容は学術論文やその他証明書類等に明記されており確認できること。
- 共著者氏名は連記も可能とする。
- 複数論文の記載も可能とする。

Note: Passages in red should be either modified and changed to black or deleted prior to submission.

Letter of Acknowledgement

Date: YYYY/MM/DD

To: The President, Shinshu University

Name(joint author): _____ (**※Signature**)

I / We accept that **Taro Shinshu** will use the paper(s) named below to apply for graduation from the Doctoral Program at Shinshu University.

I / We declare that I / we have not previously used the / **these** paper(s) as the basis for another academic degree, nor will I / we use it / **them** in any future application for an academic degree at Shinshu University or any other universities or educational institutions.

記

1. Taro Shinshu, Ichiro Ueda, Jiro Tokida, A Study on ○○○○○○, Journal of ○○○○, Vol. 35, No. 7, pp. 1235-1245 (2002)
2. Taro Shinshu, Ichiro Ueda, Saburo Shinano, A Study on ○○○○○○, Journal of ○○○○, Vol. 46, No. 8, pp. 2235-2245 (2003)

(Attention)

[1] Author names, [2] Title [3] Journal name, Vol., No, Page and Year must be included.
Descriptions in this letter must exactly match your academic papers and/or acceptance letters, etc.
All authors whose names appear in the paper list above must sign a Letter of Acknowledgement.
Authors may sign one Letter of Acknowledgement or separately sign copies of the same Letter of Acknowledgement.

More than one paper can be listed on a Letter of Acknowledgement.

博士学位論文審査及び最終審査結果報告書

総合医理工学研究科長 殿 平成 年 月 日

印

学位論文審査委員会委員長
学位論文審査及び最終試験の結果を下記のとおり報告します。

1. 課程申請者 記

専攻・分野・ユニット 専攻 分野 ユニット

学籍番号

氏名

2. 審査年月日 論文審査 年 月 日 ~ 年 月 日
最終試験 年 月 日

3. 学位論文審査及び最終試験の結果(「合格」・「不合格」で記入すること。)

(1) 学位論文審査 「 」

(2) 最終試験 「 」

4. 博士の学位に付記する専攻分野の名称

学 術 ・ 理 学 ・ 工 学 ・ 農 学 ・ 医 学

(該当する専攻分野に○を付すこと。)

5. 論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。審査により題目を変更した場合は変更後の題目を記載すること。)

6. 学位論文の審査結果の要旨 (A4版1,500字程度。但し、1,500字を超えても構わないこととする。)

別紙1のとおり

7. 最終試験の結果の要旨 (A4版1,500字程度。但し、1,500字を超えても構わないこととする。)

別紙2のとおり

学位論文審査委員

区 分	氏 名
委員長	
委員	
委員	
委員	
外部委員	(所属機関・部局・職名:)

別紙様式第 14 号の 1・別紙 1 (甲用)
(学位論文の審査結果の要旨・審査対象論文一覧)

氏名	
論文題目 (申請時) 外国語の場合は、その和訳を併記する。	
審査結果の要旨 (1,500 字程度。但し、1,500 字を超えても構わないこととする。)	
	<p>(注 1) 論文題目に変更がある場合は、変更後の論文題目とその理由も明記する。 (注 2) 短期修了の場合は、条件等を満たした旨を記載する。 ※作成時に不要であれば (注) を削除する。</p>

別紙様式第 14 号の 1・別紙 1 (甲用)
(学位論文の審査結果の要旨・審査対象論文一覧)

審査対象論文一覧	
論文発表 (1) (レフェリー制のある学術雑誌)	
論文発表 (2) (レフェリー制のある国際会議議事録)	

(注) 発表論文目録の論文発表 (1) 及び (2) を掲載する。

(注) 雑誌名の記載法は国際的な規則 (Web of Science の表記) に従う。

(注) 連名の記載法はカンマで区切り, and は使用しない。著者名は論文記載のまま表記する。

英語論文は姓名とも頭文字のみ大文字とする。 例) Taro Nagano, Ichiro Wakasato

※作成時に不要であれば (注) を削除する。

(最終試験の結果の要旨)

氏名	<p>(注) 最終試験の下記項目について 1,500 字程度で記載すること。但し、1,500 字を超えても構わないこととする。)</p> <p>1. 日時 2. 場所 3. 参加者 4. 内容 5. 結果</p>
----	--

(注) 「内容」は、論文内容を中心にこれに関連する科目について口頭試問により行う。
※作成時に不要であれば(注)を削除する。

博士学位論文審査及び最終審査結果報告書

平成 年 月 日

総合医理工学研究科長 殿

学位論文審査委員会委員長

印

学位論文審査及び最終試験の結果を下記のとおりに報告します。
記

1. 論文申請者
氏名

2. 審査年月日 論文審査 年 月 日～ 年 月 日
最終試験 年 月 日

3. 学位論文審査及び最終試験の結果(「合格」・「不合格」で記入すること。)
(1) 学位論文審査 「 」

(2) 最終試験 「 」

4. 博士の学位に付記する専攻分野の名称

学 術 ・ 理 学 ・ 工 学 ・ 農 学 ・ 医 工 学

(該当する専攻分野に○を付すこと。)

5. 論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。審査により題目を変更した場合は変更後の題目を記載すること。)

6. 学位論文の審査結果の要旨 (A4 版 1,500 字程度。但し、1,500 字を超えても構わないこととする。)

別紙 1 のとおり

7. 最終試験の結果の要旨 (A4 版 1,500 字程度。但し、1,500 字を超えても構わないこととする。)

別紙 2 のとおり

学位論文審査委員

区分	氏名
委員長	
委員	
委員	
委員	
外部委員	(所属機関・部局・職名：)

別紙様式第 14 号の 2・別紙 1 (乙用)
(学位論文の審査結果の要旨・審査対象論文一覧)

氏名	
論文題目 (申請時) 外国語の場合は、その和訳を併記する。	
審査結果の要旨 (1,500 字程度。但し、1,500 字を超えても構わないこととする。)	
(注) 論文題目に変更がある場合は、変更後の論文題目とその理由も明記する。 ※作成時に不要であれば (注) を削除する。	

別紙様式第 14 号の 2・別紙 1 (乙用)
(学位論文の審査結果の要旨・審査対象論文一覧)

審査対象論文一覧	
論文発表 (1) (レフェリー制のある学術雑誌)	
論文発表 (2) (レフェリー制のある国際会議議事録)	

(注) 発表論文目録の論文発表 (1) 及び (2) を掲載する。

(注) 雑誌名の記載法は国際的な規則 (Web of Science の表記) に従う。

(注) 連名の記載法はカンマで区切り, and は使用しない。著者名は論文記載のまま表記する。

英語論文は姓名とも頭文字のみ大文字とする。 例) Taro Nagano, Ichiro Wakasato

※作成時に不要であれば (注) を削除する。

(最終試験の結果の要旨)

氏名	<p>(注：最終試験の下記項目について 1,500 字程度で記載すること。但し、1,500 字を超えても構わないこととする。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日時 2. 場所 3. 参加者 4. 内容 5. 研究のための学力 6. 英語力 7. 結果
	<p>(注) 「内容」については、次のとおり行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文内容に関連ある当該専攻の主要科目について、口頭試問又は筆記試験により行う。 ・専門の学術研究を行うに十分な英語の素養有無判定を口頭試問又は筆記試験により行う。 ・本研究科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、退学後 3 年以内に学位を申請するに際し、学位課程第 14 条第 2 項に定める上記諸問等を免除する場合は、信州大学大学院総合医理工学研究科総合医理工学専攻 3 年制コースにおける博士の学位に関する取扱細則 36 条に基づくものである旨を明記する。 <p>※作成時に不要であれば (注) を削除する。</p>

学位論文審査委員会委員長 殿 (署名) 学位論文審査委員会委員	平成	年	月	日
学位論文審査結果につきまして、以下のとおり報告します。				
学位論文審査論文申請者氏名				
論文題目 (□にレ点を記入願います。)				
評価 <input type="checkbox"/> 大学院修了者としての学力を有し、学位論文として認められる。 <input type="checkbox"/> 学位論文として認められない。				
コメント (判定の理由を詳細に 400 字程度で記入願います。但し、400 字を超えても構いません。記入欄が不足する場合は任意の別紙に記入願います。)				

To Chairperson of the Doctoral Dissertation Evaluation Committee

Doctoral Dissertation Evaluation Committee

Name of Examiner :

(Signature)

Candidate's Name :

Dissertation Title :

Examiner's Evaluation: (please tick one)

- The candidate is competent as a PhD graduate, and the dissertation meets the requirements for approval.
- The dissertation is deemed unsatisfactory based on the reasons below.

Comments:

[200-400 words on the scientific, technical and/or practical contributions of the dissertation, and questions (if any) to be asked at the oral examination. Please add separate sheet(s) if needed.]

専攻
世話教員 殿

ふりがな
氏 名

印

博 士 学 位 論 文 草 稿 下 見 願

下記のとおり、学位論文の草稿の下見をお願いします。

記

- 1 論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)
- 2 希望する博士の学位に付記する専攻分野の名称 (該当する専攻分野に○を付すこと。)

学術 ・ 理学 ・ 工学 ・ 農学 ・ 医学 ・ 医工学

(添付書類)	博士学位論文の草稿	部
	博士学位論文要旨の草稿	部
	発表論文目録及び別刷	部
	履歴書	部
	その他参考文献等	部

研究従事内容証明書

氏名	
研究に従事していた機関、所属部局、職名等	
研究従事期間	昭和 昭和平成 年 月 日から 年 月 日 平成
研究従事態様	1 週平均 時間 , 1 日平均 時間
(研究題目・研究内容)	
(研究業績・その他参考事項)	

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

指導者の所属部局、職、氏名

印

機関の長又は代表者

印

平成 年 月 日

博士学位論文草稿下見結果報告書

氏名			
論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)			
変更を要する場合は、変更後の論文題目を明記すること。			
論文内容の 学術領域			
学位審査に 値する 値しない	申請学位 博士 ()		
下見委員会	所属専攻	職名	氏名
委員長			印
委員			
委員			
委員			
委員			

概要

(注) 論文題目の変更を要する場合は理由も明記する。
※作成時に不要であれば(注)を削除する。

別紙様式第18号(第29条第1項関係)【下見審査結果審査委員報告書】

下見審査委員長 殿 (署名) 下見審査委員会委員		平成 年 月 日
学位論文下見審査結果につきまして、以下のとおり報告します。		
下見審査論文乙 申請者氏名		
論文題目		
評価	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 大学院の博士課程を所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者 <input type="checkbox"/> 大学院の修士課程を修了した後、4年以上の研究歴を有する者 <input type="checkbox"/> 大学を卒業した後、7年以上の研究歴を有する者 <input type="checkbox"/> その他研究委員会が認めた者 <input type="checkbox"/> 無	
提出資格の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 本審査提出期限までに講座の審査基準の目安に合致する見込みがあることを確認した。 <input type="checkbox"/> 別刷等により内容確認が可能である。	
論文審査	<input type="checkbox"/> 論文内容が公表論文(本審査提出期限までに受理される見込みがあると確認した論文を含む。)に基づいて作成されている。	
判定	<input type="checkbox"/> 専攻分野 <input type="checkbox"/> 学位論文審査に値する。 <input type="checkbox"/> 学位論文審査に値しない。	博士の学位に付記する名称は、 <input type="checkbox"/> 学術 <input type="checkbox"/> 理学 <input type="checkbox"/> 工学 <input type="checkbox"/> 農学 が適当である。
コメント	(良い点、課題・要置点などを詳細に400字程度で記入願います。但し、400字を越えても構いません。記入欄が不足する場合は任意の別紙に記入願います。)	

博士学位論文審査申請書

平成 年 月 日

信州大学長

殿

信州大学長

殿

本籍 (都道府県) ※外国人は国籍

現住所

氏名

印

このたび、信州大学学位規程第 5 条第 2 項の規定により、博士 () の学位を受けたいので、下記の書類に審査手数料 57,000 円を添え提出いたしますから、御審査くださるよう申請いたします。

92

記

博士学位論文 部 (うち正本 1 部)
 博士学位論文要旨 部
 発表論文目録 部
 履歴書 部
 その他参考論文等 部

博士学位論文審査申請書

平成 年 月 日

信州大学長

殿

本籍 (都道府県) ※外国人は国籍

現住所

氏名

印

このたび、信州大学学位規程第 5 条第 2 項及び第 7 条第 3 項の規定により、博士 () の学位を受けたいので、下記の書類を提出いたしますから、御審査くださるよう申請いたします。

記

博士学位論文 部 (うち正本 1 部)
 博士学位論文要旨 部
 発表論文目録 部
 履歴書 部
 その他参考論文等 部